

第2次嘉手納町地域福祉推進計画

(地域福祉計画・地域福祉活動計画)



令和2年3月

沖縄県嘉手納町

嘉手納町社会福祉協議会

はじめに



近年、少子高齢・人口減少社会などが進展するとともに、生活スタイルや就業環境の多様化により、社会環境が大きく変動しております。それに伴い、高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立など、様々な分野の課題が絡み合っ「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しております。これらの生活課題は、公的福祉サービスや単一制度のみでは解決が困難となっており、これまで以上に町民同士のつながりや支え合いが、より一層求められております。

このような中本町におきましても、こうした生活課題に対し、町民をはじめ多様な主体が連携し、地域の課題に気づき・発見し適切なサービスにつなげる仕組みを創り上げていく事が喫緊の課題となっております。

この度、課題解決にむけて、町民、地域関係団体、福祉関係団体及び嘉手納町社会福祉協議会等との協働により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、相互に支え合う共生社会の実現にむけ取り組んでいくことを目指し「第2次嘉手納町地域福祉推進計画」を策定しました。

本計画は、町民アンケート（町民意識調査）、専門職アンケート、町民ワークショップや地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会等の意見、そして、前計画の実績を踏まえ「人をつなぎ、支え合い、安心のまち かでな」を基本理念としております。

基本理念実現のためには、町民一人ひとりのご理解とご協力が欠かせないものとなります。

町民の皆様には、本計画の趣旨をご理解頂き、本計画の推進にご参画いただける事を切にお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にご尽力をいただきました策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました町民、各自治会及び福祉事業所などの関係各位に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

嘉手納町長 當山 宏

はじめに

嘉手納町社会福祉協議会では、嘉手納町と一体となって第1次地域福祉推進計画（平成27年度～平成31年度）を策定し、「人をつなぎ、支え合い、安心のまち かでな」を基本理念とした活動を推進してきました。



しかしこの5年間で高齢化はさらに進み、働き方や生活スタイルの変化に伴い、単身世帯も増加する中で、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

また、職を失うなどを理由として経済的な困窮から社会とのつながりの減少、社会的孤立に陥ってしまう方々、さらには8050問題に例えられるような複合化、複雑化した世帯が嘉手納町においても増加しています。

このような状況を踏まえ、今日的な課題を受け止め解決に向けた取り組みを図るために、一人ひとりが役割をもって地域に参加できる機会や居場所づくり、福祉教育や学びの機会をつくり地域の福祉活動の担い手としての人材育成と確保に努めること。またより身近な地域においてお互い様の関係性の中での支え合い・見守りの仕組みづくりの推進。そして制度の狭間にあるような多様な地域生活課題の解決に向け、包括的な支援をするための体制整備を目指して、第2次地域福祉推進計画を策定いたしました。

つきましては、町民の皆さま、行政、関係団体、関係機関の皆さまには今後もより一層のご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご協力を賜りました策定委員会の皆さまをはじめ、多くの関係者の方々、町民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人
嘉手納町社会福祉協議会
会長 上地 安重

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的	1
(1) 計画策定の背景	1
(2) 計画策定の目的	1
2 計画の性格	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定	3
(3) 計画の期間	3
3 計画見直しのポイント	4
(1) 社会福祉法の改正	4
4 計画策定の取組みと策定体制	5
(1) 第1次計画（2015年～2019年）の取組みと課題	5
(2) 第2次計画における重点的な取組み	11
(3) 庁内策定体制	12
(4) 町民参画の取組み	12
(5) 専門職アンケート	13
(6) アンケート調査、ワークショップの結果概要	14
(7) 計画の管理・評価体制	18
第2章 計画の基本的な考え方	19
1 計画の圏域	19
(1) 基礎圏域	20
(2) 中圏域	20
(3) 町全域	20
2 圏域における支え合いのネットワークのイメージ	21
3 地域福祉を推進するうえでの基本視点	22
4 基本理念	23
5 基本目標	24
6 施策の体系	25
第3章 計画の目標と具体的な取組み	27
基本目標1 一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる	28
1 福祉意識の啓発ときっかけをつくる	28
推進施策1-(1) やさしさ・思いやりの意識を高める	28

推進施策 1-(2) 地域に参加しやすいきっかけをつくる	30
推進施策 1-(3) 交流の機会と場をつくる	32
2 担い手となる人材の育成・確保	34
推進施策 2-(1) 地域福祉を担う人材の育成と確保	34
推進施策 2-(2) コミュニティソーシャルワーカーの育成と確保	36
基本目標2 地域ご根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる	38
1 地域で支え合う仕組みづくり	38
推進施策 1-(1) 見守り、支え合いの体制づくり	38
推進施策 1-(2) 地域に根差した生活支援活動の推進	40
2 地域活動の活性化支援	42
推進施策 2-(1) 自治会活動の活性化支援	42
推進施策 2-(2) 地域関係団体等の活動支援	44
推進施策 2-(3) 各種関係団体等との連携	46
3 サービス利用支援と質の向上	48
推進施策 3-(1) 包括的な相談体制の構築	48
推進施策 3-(2) 分かりやすい情報提供体制の充実	50
推進施策 3-(3) 地域の福祉活動を支える活動拠点の整備	52
基本目標3 安全・安心感のある暮らしを支える仕組みづくり	54
1 自立生活に向けた支援の充実	54
推進施策 1-(1) 虐待の防止と権利擁護の推進	54
推進施策 1-(2) 孤立させない環境づくり	56
推進施策 1-(3) 安心して暮らすための支援	58
2 安心して暮らせる地域をつくる	60
推進施策 2-(1) 防犯対策の充実	60
推進施策 2-(2) 防災に強い地域づくりの推進	62
推進施策 2-(3) 災害時に支援を必要とする人に対する支援	64

資料編

1 計画策定の経緯	67
2 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置条例	68
3 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会名簿	70

第1章 計画策定にあたって

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

近年、少子高齢社会^{※1}の急速な進展と生活スタイルの多様化などを背景に、ひとり暮らし世帯や扶養機能の弱い夫婦のみ世帯、ひとり親世帯等が増加してきました。

本町は、相互扶助の意識が高い地域ではありますが、就業環境の多様化、共働き世帯の増加等に起因して時間的、経済的なゆとりを持つことができずに、これまで地域や隣近所の人々とのつきあい、自治会活動等で結びついていた地域コミュニティの希薄化が進みつつあります。

一方で、人生 100 年時代^{※2}ともいわれ、誰もがいきいきと豊かな生活を送ることが望まれています。社会環境が大きく変化する中で生活不安の増大、引きこもり、ニート、子どもの貧困対策、自殺者の増加、8050 問題^{※3}等への対応は、これまでの公的福祉サービスでは十分に対応できない課題として顕在化しています。

こうした生活課題に対し、町民をはじめ多様な主体が連携し、地域の課題に気づき・発見し適切なサービスにつなげる仕組みを創りあげていくことが重要なこととなります。

本町の第 1 次地域福祉推進計画は、地域に関心を持つ意識を醸成し、町民一人ひとりが安心して暮らしたいという思いをかたちにしていく取組みを進めることにありました。

誰もが経験する可能性のある生活課題に対し、「我が事」としての意識を醸成する取組みや地域に参加するきっかけづくりの一層の充実を図ることで、問題を抱える方が孤立することのない共生社会の実現を目指していく必要があります。

地域の実情に応じた支え合いの活動や取組みの一層の充実を図るため、第 2 次地域福祉推進計画を策定します。

(2) 計画策定の目的

本町は、行政区を単位に関係機関等と連携した自治会活動が行われるとともに、「見守り隊」等の地域独自の支え合い活動が実践されている地域ですが、活動の主体である町民の「自分達の地域への関心」、「支え合いのこころ」のさらなる醸成を図る必要があります。

これまで培われてきた町民相互の支え合いの活動や、地域や人がつながる活動を軸として、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、相互に支え合う共生社会の実現に向けた取組みを進めていくことを目的とします。

※1 少子高齢社会：出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子どもの割合が低下し、高齢者の割合が高まること。

※2 人生 100 年時代：人生が 100 歳まで続くことが当たり前となる時代を想定した考え。

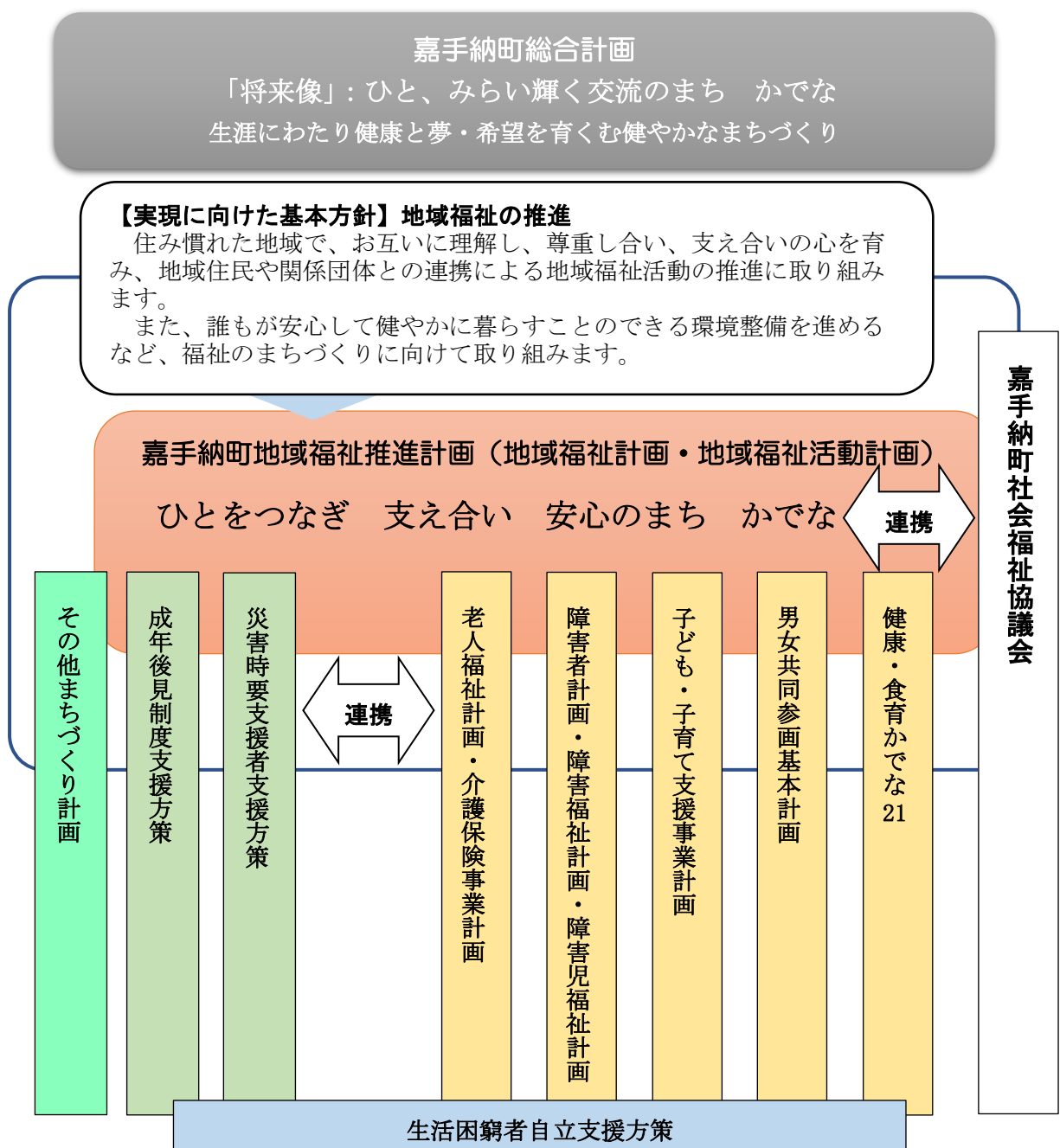
※3 8050 問題：50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている状態。

2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

地域福祉推進計画は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に基づく、「市町村地域福祉計画」です。また、「第 5 次嘉手納町総合計画」を上位計画として対象者別の福祉関連計画や健康づくり計画、その他関連計画との整合性を保つものとし、町民をはじめ多様な主体との連携・協働により、地域の生活課題や福祉ニーズに柔軟に対応する「支え合い(共助)」の仕組みを創るための指針を示す計画として位置づけます。

本計画の実効性を高めて行くため、嘉手納町社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連携を図り地域福祉の向上に向けた取組みを推進します。



(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、町民の主体的な活動と地域福祉を推進する様々な担い手が連携・協働し地域の生活課題等を解決していくための仕組みを創り、それぞれの役割に応じ、福祉活動を実践することですべての町民が安心して暮らすことができる地域づくりを実現していくための計画です。

①地域福祉計画

地域福祉計画は、地域の生活課題等を町民自らが見つけ、把握し町民を主体とした地域の福祉活動によって地域の生活課題を解決していく体制づくりの指針を示す行政計画です。

②地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、町民相互のつながりや地域の多様な社会資源^{※1}との連携を図りながら、課題解決に向けた具体的な活動内容を示す社会福祉協議会の行動計画です。

(3) 計画の期間

令和2年度を初年度とし令和6年度を目標年度とする5ヵ年計画とします。また、老人福祉計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、第2次健康かでな21等の個別計画との基本的な方向性について整合性を保つものとしします。

また、社会情勢や地域実情等の変化に伴い、計画内容の変更に必要な生じた場合は適宜見直しを行うものとしします。

第2次嘉手納町地域福祉推進計画（地域福祉計画・地域福祉活動計画）の期間

	2020年 (令和2年度)	2021年 (令和3年度)	2022年 (令和4年度)	2023年 (令和5年度)	2024年 (令和6年度)	2025年 (令和7年度)
第5次嘉手納町総合計画	→					
第2次地域福祉推進計画	→					→ 第3次計画
				→ 計画見直し		
子ども・子育て支援事業計画	→ 第2期計画					→ 第3期計画
老人福祉計画・介護保険事業計画	→ 第7期計画	→ 第8期計画			→ 第9期計画	
障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	→	→			→	
第2次健康かでな21 (健康・食育かでな21)	→ 第2次計画				→ 第3次計画	

※1 社会資源：福祉ニーズを充足するための施設、設備、機関、個人、集団、資金、法律、人材、知識、技能などの総称。

3 計画見直しのポイント

(1) 社会福祉法の改正

1) 改正社会福祉法の概要

第2次計画の策定に係わる改正社会福祉法の概要は以下のとおりです。
(平成30年4月1日施行)

①地域福祉の推進（第4条2項）

福祉サービス等の支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様な生活課題等について、地域住民や支援関係機関等との連携により的確に把握し、その解決を図る事に留意する趣旨を規定

②包括的な支援体制の整備（第106条の3）

地域住民及び支援関係機関等が連携、協力し地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制整備に努める趣旨を規定

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促進するために必要な（交流拠点整備、研修等）環境の整備
- 地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報提供、助言を行い、多様な関係機関等との連携に基づき支援協力を求めることができる環境づくり
- 生活困窮者自立相談支援事業者その他の支援関係機関が相互に連携し、複雑・多様化する生活課題の解決に向け包括的に支援するための体制整備

③地域福祉計画の充実（第107条第1項）

市町村において、以下の事項を一体的に定める計画として地域福祉計画を策定するよう努める趣旨

なお、二重下線部分については、改正に伴い追加された項目となります。

- 一、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に關し共通して取組むべき事項
- 二、地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五、前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

4 計画策定の取組みと策定体制

(1) 第1次計画（2015年～2019年）の取組みと課題

本町の地域福祉推進計画は、人とひとの「つながり」の機会を創ること、一人ひとりが担い手となる「支え合い」、見守り、見守られる「安心のまち」をキーワードとした個別施策の取組みと今後の展望や課題を以下に整理します。

1) 基本目標1：一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる

人をつなぐことをキーワードとして、「やれること・できること」を実践することで一人ひとりが地域の福祉を支える人材となることができるように、町民や関係支援機関等における福祉意識の醸成、参加・交流機会の創設（きっかけづくり）、コーディネーター等の確保に向けた取組みを推進するものとしています。

【具体的な取組み】

- 認知症サポーター養成講座、人権意識等の啓発、障害者理解パネル展などを通じた意識啓発活動
- 障害児・者の保護者・家族間の交流の場の開設（「ゆんたく会」）や交流機会の拡充、障害のある町民の社会参加を促進するための文化芸術活動支援事業の実施
- 介護予防サポーターを養成し介護予防教室のボランティアとしての配置や手話奉仕員養成講座を通じたボランティア人材の確保と活用
- ボランティア活動や支え合い活動に必要な知識、技術を習得できる講座を実施
- ボランティア育成事業補助金を助成し、ボランティア活動への支援や参加しやすい環境づくりへの支援を実施
- いもっ子サマースクール等の活動を通して、地域福祉の担い手の育成
- コミュニティソーシャルワーカー^{※1}の配置や活動拠点に関わる支援
- 生活支援コーディネーター^{※2}を配置、生活支援体制整備^{※3}に向けた取組みを推進
- 小地域福祉活動を通じて地域福祉活動への参加の機会と場をつくることで、担い手の確保や育成
- 「見守り隊」の結成、「なかゆくい広場」などの小地域福祉活動を活用した地域活動に参加しやすいきっかけづくりの推進
- 支え合いの仕組みづくりの実施、「安心キット」の設置、更新等による安全に暮らせるまちづくりの推進
- 協力事業者との協定締結数の増加、連絡会等を実施する事で地域の見守り体制の強化

※1 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）：住民と協働で「制度の狭間」にある人たちを発見し、解決をめざす。行政と住民をつなぐ役割も担う。

※2 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

※3 生活支援体制整備：P33 参照。

【取組みの課題】

- 啓発事業等については、新規参加者が増えない状況
- 実際に地域に貢献できる活動に参加する機会の創設や事業内容の充実を図り、福祉意識の醸成に向けた一層の取組みが必要
- 福祉教育推進事業を通して福祉教育の対象を拡大しているが、子育て世代を含む多くの町民が学ぶ機会を確保できていない
- 「見守り隊」等の組織化がされていない地域においては活動のきっかけとタイミングを逃さないように日頃からキーパーソンとのつながりや新たなキーパーソンの発掘
- 毎年、認知症サポーターを新規で100名養成することを目標として取組みを推進
- それぞれのボランティア団体等の担い手の高齢化、固定化がさらに進んでおり、多世代交流の機会を広げる仕組みづくりが課題
- ミニデイサービス、社協サロン等の継続的な集い・交流の充実が図られているが、すべてのニーズに十分に対応できていない
- 小地域福祉活動を通して「参加する、つながる機会」の充実を図る
- 赤十字奉仕団の活動の周知や新規団員の確保
- 多様な担い手の育成・確保に向けた講座の企画、実施に課題
- コミュニティソーシャルワーカーの安定的確保と地域で支援が必要な方に対し、スムーズな連携が行われる関係性の構築等の体制整備が課題
- 困難ケースなどの対応を中心とした仕組みづくり、個別支援から地域支援へつなげる仕組みづくりの推進

2) 基本目標2：地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる

身近な地域の中で気になるひとを「みつけ」、孤立させずに見守るための力を高めていくことができるように支援するとともに、多様な主体との連携による支え合い活動が実践できるネットワークの形成や情報提供、相談支援体制の充実を図り、必要なサービスへ「つなぐ」ことができる仕組みづくりを推進するものとしています。

【具体的な取組み】

- 生活支援コーディネーターを配置し生活支援体制の充実に向けた取組みの推進
- コミュニティソーシャルワーク事業^{*1}と連携した地域内での見守り、支え合い体制づくりの推進（3区）
- 買い物お助けマンは対象者の減少により休止中、同自治会で移動販売を実施
- 配食による高齢者の安否確認、嘉手納警察署と認知症高齢者等の見守り及び安全支援の協定締結（「認知症高齢者等の見守り及び安全支援に関する協定」）
- 障害者自立支援協議会により、精神障害者の地域移行、退院支援や多様な関係機関からの提案の事業化検討、既存事業の更新
- 比謝川鯉のぼりフェスタ事業、心配ごと事業、民生委員児童委員協議会への助成支援

- 老人クラブ連合会、社会福祉協議会、遺族会、障害者等当事者団体、地域介護予防活動支援事業（生きがいミニデイサービス）、ボランティア育成事業等への活動支援
- 隔年で各種団体（補助団体）と町長・副町長との懇談会を実施、情報交換、協力・連携体制の構築を図る
- 相談体制の充実強化（児童家庭相談員、社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー、地域包括支援センター、心配ごと相談やパーソナルサポートセンター※2、地域活動支援センター※3等）
- 保育所、幼稚園及び学校等に児童家庭相談員が定期的に訪問、関係機関連携、相談体制の強化を図る（平成29年度から2人体制で実施）
- 生活困窮者等の相談を関係各課、社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー、中部福祉事務所と連携し相談窓口への案内、支援の充実
- ホームページのライフメニュー「育児・子育て」内容の充実、子育て、ひとり親支援に関する情報の定期的掲載
- ボランティア・団体への相談支援、情報提供、交流の機会、活動場所の提供、助成金の交付等を通して活動しやすい環境づくりを推進
- 訪問支援（アウトリーチ）、寄り添い支援を大切にしながら個別支援の充実
- 「ホームページ」、「広報誌」、「手話通訳者等を派遣する事業」、声の広報（広報かでな等）、健康カレンダー等個々のニーズに対応できる情報提供体制の充実
- かでな安心キット事業及び小地域福祉活動、地域見守り協定活動事業を通じて事業所との連携の拡充
- 「ふれあい訪問事業（旧ふれあい型弁当サービス）により町民同士の支え合い活動が継続実施されるとともに、「安心キット」へつながる相乗効果

※1 コミュニティソーシャルワーク事業：P37 参照。

※2 パーソナルサポートセンター：働きたくても働けない、住む所がない等、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。

※3 地域活動支援センター：障害のある人の日中の活動（創作、生産活動、地域交流など、地域生活を支える多様なサービス）をサポートする機関。

【取組みの課題】

- 地域の支え合いづくりの協議体^{※1}の設置が進まず、地域の人材発掘が不十分
- 各自治会を単位とした協議体設置に向け取組みを継続的に実施、生活支援コーディネーターとの連携体制の強化が課題
- 地域での見守り活動や、関係機関との連携の場と機会をつくるなど、活動がしやすい環境づくりを実施し、活動の輪が広がっているが、全区での組織化が行えていないため、今後すべての地域での組織化を目指す
- 障害者自立支援協議会の活用、生活困窮者対策等の充実を図るため身近な地域での相談支援体制の一層の強化、地域に合わせた支援のネットワークづくりの推進
- 福祉センターが利用しやすい施設となるような環境整備、ボランティアセンター活動拠点整備の推進
- 総合相談支援として早期把握、早期支援、専門性や関係機関との連携構築を図るなど困りごとに幅広く対応できる相談体制の強化を図る
- 「かでな安心キット事業」は各区での見守り、支え合いの体制の重要な社会資源となっている事から新規ニーズの発掘と対応する体制づくりが課題
- 地域ニーズの的確な把握を行うことで地域に即したサービス内容の検討や事業内容の変更等が必要
- 「子ども家庭総合支援拠点」を設置するなど、相談事業の充実強化
- より多くの方に情報を届けられるよう、様々なツールの活用を検討

※1 協議体：新しい支え合いの仕組みを構築するための協議の場。



3) 基本目標3：安全・安心感のある暮らしを支える仕組みをつくる

判断能力に不安のある町民等が、必要な支援を受け適切に利用するための支援と生活支援体制の充実を図るとともに、人にやさしいまちづくりを推進するものとしています。

【具体的な取組み】

- 町内小中学校において、人権擁護委員^{※1}を活用した人権教室を実施、人権意識啓発の充実
- 要保護児童対策協議会^{※2}の対象ケースの支援を行うネットワークを自立支援協議会^{※3}に設置、実務者会議へコミュニティソーシャルワーカーを加え関係機関との連携強化、支援体制の充実を継続
- 児童虐待防止月間に保育士、幼稚園・小学校教諭等を対象として「気持ちがラクになる子育て支援」大人のワークショップを実施
- 成年後見制度町長申し立て^{※4}、成年後見制度利用支援事業^{※5}により必要に応じて後見費用の助成
- 8050 問題や気になる人、孤立しつつある人などへ訪問支援を行い、関係性を構築、必要な機関へつなげる、または寄り添い支援の展開
- 各年度において、「避難支援希望確認書」を送付し登録確認作業を実施
- 障害者相談支援事業により災害時要援護者の登録申請者に対する協力を実施
- 災害及び台風等の注意喚起メール等による情報提供
- 防災・減災を図るため地域防災計画を策定、合わせて避難勧告等の判断・伝達マニュアルと基地被害における避難実施要領のパターン作成、津波避難訓練等の実施
- 備蓄倉庫の整備を図るとともに、必要に応じて物資の備蓄の整備
- 災害ボランティア養成講座の実施、災害対応マニュアル（案）の作成
- 西浜区自主防災組織等と年2回の防災訓練の実施
- 毎月定例自治会長会において、各犯罪手口に関する情報の提供

※1 人権擁護委員：人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々。

※2 要保護児童対策協議会：要保護児童等に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場。

※3 自立支援協議会：地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていく役割を担っている。

※4 成年後見制度町長申し立て：P55 参照。

※5 成年後見制度利用支援事業：P55 参照。

【取組みの課題】

- 町民の成年後見制度の利用に対する周知の徹底、法人後見制度に関わる基盤整備に向けた取り組み等、成年後見制度利用促進計画の作成を通して推進していく
- 子どもの居場所づくりや支援員の配置など、子どもが安心して育つ環境づくりの一層の充実を図る
- 何らかの理由により、暮らしにくさを感じている町民に対し生活困窮者自立支援制度の運用体制の在り方について検討していく必要がある。
- 個々に応じた就労支援を行うため、コミュニティソーシャルワーカーや関係機関と連携し、支援体制の充実を図る
- 避難行動要支援者登録に係わる制度が分かりにくく、登録者数の増加が進まず、また、支援者の確保が難しいため、制度に対する理解を深めるための普及啓発活動の一層の充実を図る
- 高齢者、子ども等に対する虐待の早期発見・適切な対応のため、関係機関等を含めた研修機会の増加や緊急措置体制等の一層の充実等が課題
- SNSの使用等、情報モラルに関する講習会等による啓発を図る
- 台風、豪雨、地震等の自然災害が増加しており、減災に向けた取り組みや自主防災組織の結成、防災訓練等の防災体制の強化に向けた取り組みの推進
- 福祉避難所の指定について、対象となる方の状況を含め、町の土地の形成や町内の資源の状況など、包括的に検討



(2) 第2次計画における重点的な取組み

①福祉人材の育成と確保

各行政区において、地域独自の支え合いの活動が推進されつつありますが、担い手の高齢化や固定化がさらに進んでおり、新たなキーパーソンの発掘、多世代交流の機会を広げる仕組みづくりが課題としてあげられています。

一人ひとりが役割を持って地域に参加できる機会や居場所づくり、福祉教育や研修機会の創設等を進め地域の福祉活動の担い手としての人材育成と確保に努めます。

施策の体系から抜粋

基本目標1：一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる

- (1) 福祉意識の啓発ときっかけをつくる
- (2) 担い手となる人材の育成・確保

②より身近な地域での支え合い・見守りの体制づくり

町民がお互いの顔がわかる範囲で「我が事」として地域課題を共有し、課題解決のために日頃から「やれること、できること」で支え合う事ができる共生社会の実現に向けた取組みが必要です。

より身近な地域を単位に、「担い手」、「受け手」に区分するのではなく、町民が多様な関係機関と連携するとともに、地域の社会資源を活用しつつ包括的な支え合いの活動を行うことができる仕組みを創ります。

施策の体系から抜粋

基本目標2：地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる

- (1) 地域で支え合う仕組みづくり
- (3) サービス利用支援と質の向上

③多様な生活課題への対応

超高齢社会^{※1}の急速な進展、生活スタイルや家族構成等が大きく変化する中で、社会的孤立や生活困窮等の生活不安から生きづらさを感じている方など、既存の制度や公的サービスでは十分に解決できない多様な生活課題への対応が求められています。

判断能力に不安のある方々に対する権利擁護の在り方の検討、就労や住宅問題等を含め生活困窮者支援施策を通じた地域づくりや在り方について各分野で横断的に取組むことができる体制づくりを進めます。

施策の体系から抜粋

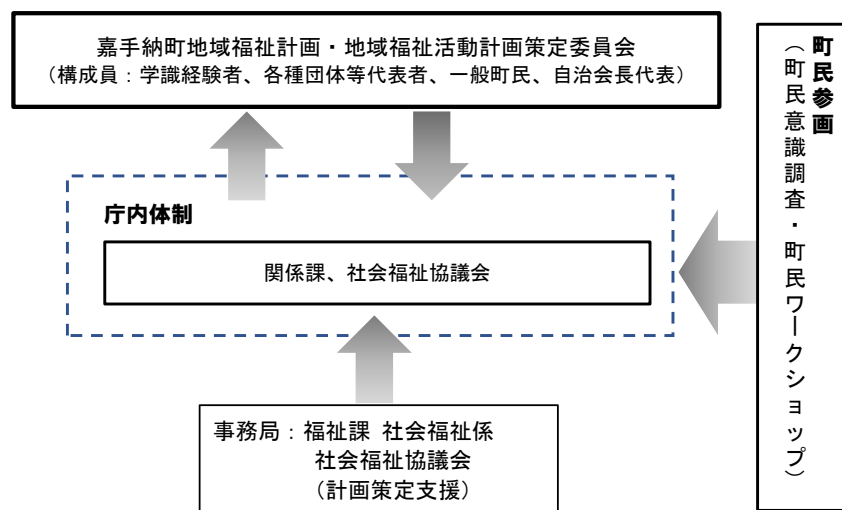
基本目標3：安全・安心感のある暮らしを支える仕組みをつくる

- (1) 自立生活に向けた支援の充実

※1 超高齢社会：65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の21%を超えた社会。

(3) 庁内策定体制

計画の策定においては学識経験者、地域及び福祉関係団体、サービス提供事業者の代表等で構成する「嘉手納町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、計画の方向性や具体施策の内容、実施すべき事業及び基本目標等にかかわる意見交換や協議を経て計画策定に取組みました。



(4) 町民参画の取組み

計画策定の基礎資料を得るため「町民意識調査 (アンケート)」や「町民ワークショップ」を開催し、多くの町民の意見を計画に反映させる取組みを行いました。

1) 町民意識調査 (アンケート)

町民の地域福祉に対する意識や生活課題等の把握を目的として、町内に在住する20歳以上75歳未満の男女1,500人を無作為に抽出し意識調査を実施しました。

① 調査の期間

調査期間は、令和元年9月27日(金)から令和元年11月1日(金)

② 調査票配布・回収方法

対象者に対し期日を限定し郵送配布を実施した後に、未提出の対象者に対し民生委員児童委員による訪問回収を実施しました。

③ 調査票の回収状況

	配布数	回収数	有効回答数	実質回収率
調査票回収状況	1,500件	872件	863件	57.5%

2) 町民ワークショップの開催

地域の理解者であり、地域福祉の担い手である町民を対象に地域の生活課題を把握し、「できる事、やれる事」を基本とした課題解決の方策の検討に至る意見交換の場として町民ワークショップを開催しました。

①第1回ワークショップ

- 日時：11月25日（月）
- 開催場所：中央公民館2階大ホール
- 参加者数：男性 7名 女性 2名 計9名
- 【第1部：「地域福祉とは」】
 - ・計画策定の趣旨説明
 - ・町民アンケートの結果の説明
 - ・嘉手納町地域福祉に関する現況の説明
- 【第2部：「地域課題の要因の整理」】
 - ・5年前の地域課題との比較
 - ・5年前にあげられた課題が同じなら改善されない要因

②第2回ワークショップ

- 日時：12月9日（月）
- 開催場所：中央公民館2階大ホール
- 参加者数：男性 15名 女性 6名 計21名
- 第1部：「地域の課題整理」
 - ・第1回ワークショップの振り返りと課題検証
- 第2部：「地域課題の解決方策」
 - ・地域の課題や問題点の背景や要因を整理し、課題解決方策の検討

(5) 専門職アンケート

地域で暮らす方の生活支援に関わる町内及び町外の事業所に勤務する福祉領域の専門職の方を対象に実施しました。

①調査の期間

調査期間は令和元年10月11日（金）から令和元年10月31日（木）

②調査票配布・回収方法

対象事業所に対し郵送による配布・回収実施。一部、直接配布・回収実施しています。

③調査票の回収状況

配布数	回収数
配布数 84件	28件
専門職アンケート 252件	69件
調査票A（事業所ごと） 84件	28件
調査票B（ケースごと） 420件	52件

※専門職アンケート 福祉領域の専門職の方3名以内に回答（調査票3枚）、調査票A 事業所として回答（調査票1枚）、調査票B 金銭管理等の支援に関するケースごとの回答（調査票5枚）

(6) アンケート調査、ワークショップの結果概要

① 町民意識調査の概要

- 家族構成は「親子(二世帯)」が最も多くなっていますが、家族人員が最も少ない「一人暮らし」、「夫婦のみ」の合計割合は61.0%と過半数を占めています。
- 等価可処分所得^{※1}によって、困窮世帯と非困窮世帯に区分すると、一般層(等価可処分所得が183万円以上)が40.6%で最も多く、183万円未満の低所得者層の合計割合は48.7%と半数近くを占めています。
- 住宅の形態は、「持家(一戸建て)」が57.8%と過半数を占め最も多く、次いで「民間の借家(アパート・マンション)」が19.8%と続いています。
- 嘉手納町が住みよいとの回答が7割を超えています。
- 身近な地域の範囲を「町全体」と捉える方が約5割を占めるなど、地域の範囲が広域化しています。
- 近所つきあいについては、「顔を合わせれば、挨拶をする程度のつきあい」が最も多くなっていますが、将来的には少し踏み込んだつきあいを希望する町民の割合が高い状況にあります。
- 自治会の加入については、「加入している(自治会費を納めている人)」が60.8%と過半数を占め最も多くなっていますが、5年前の調査に比べ3.0ポイント減少しています。
- 自治会へ加入しない理由は「時間的なゆとりがない」が33.3%で最も多く、次いで「関心がない」が21.2%、「必要を感じない」の19.7%と続いています。
- 心配ごとの相談先は、「家族や親戚」が84.8%、「友人・知人」で69.1%、「町役場」で23.9%と続いています。
- 心配ごとの上位は「自分の健康に関すること」が44.6%、「家族の健康に関すること」で41.6%、「収入や家計に関すること」で34.2%となっています。
- 清掃活動や地域行事(町や自治会の行事等)などの地域活動への参加状況を見ると、「参加したことはなく、今後も参加しない」が27.5%で最も多く、「参加している」状況は年代が若くなるほどに、その割合が低くなる傾向にあります。
- 地域活動に参加していない主な理由は「時間的な余裕がないから」の50.1%、「自分の生活だけで精いっぱいだから」の28.4%、「どこで、どんな活動をしているのかよく分からないから」の19.8%と続いています。
- これからは、「地域住民がお互いに協力して、住みやすい地域にしていかなければならない」と思うかについては、「どちらかといえば、そう思う」が46.1%で最も多くなる一方で、ボランティア活動への参加状況を見ると、「参加したことはなく、今後も参加しない」が37.7%で最も多くなっています。
- 地域活動、ボランティア活動に対する参加意識については、「無理のない程度に参加すればよいと思う」が半数を超える75.1%で最も多くなっています。

※1 等価可処分所得：世帯あたりの可処分所得(収入から税金や社会保険料を引いた実質手取り分の収入)を世帯人員の平方根で割った額のこと、世帯の生活水準をより実感覚に近い状態で判断する際に用いられる。

②専門職アンケートの概要

【専門職アンケート】

- 所属する機関については、「居宅介護支援事業所」が 39.1%で最も多く、次いで「デイサービス」の 15.9%、「相談支援事業所」の 10.1%、「訪問看護ステーション」の 5.8%等となっています。
- 現在の職名については、「ケアマネジャー」が最も多く 39.1%、次いで「相談支援専門員」の 8.7%、「看護師」の 7.2%、「支援員」及び「社会福祉士」が同率の 5.8%等となっています。
- 地域で気になることや増えてきている問題の第1位は、「高齢者に関すること」の 18.7%、第2位は「障害児・者に関すること」の 10.9%、第3位は「家族関係に関すること」の 10.4%、第4位は「孤独・孤立感に関すること」の 9.3%、第5位は「経済的なこと」及び「医療受診に関すること」が同率の 7.3%となっています。
- 地域での暮らしを支援していくときに困難と感じることの第1位は、「インフォーマルな社会資源についての情報がない」の 20.1%、第2位は「ソーシャル・サポート・ネットワークをどのようにつくれば良いかわからない」の 17.9%、第3位は「インフォーマルな社会資源との連携の取り方がわからない」の 15.7%、第4位は「社会資源がないときなど、協議する場、機会がない」の 11.9%、第5位は「フォーマルな機関との連携や協力体制が不十分である」の 11.2%となっています。

【事業所ごと】

- 高齢者や障害者等の金銭管理等の支援で困ったことについては、「ある」が 64.3%となっており、理由の一例として、「対象者の家族による生活費の使い込み」、「独居、認知症高齢者の生活費の管理」、「独居で管理する人が周囲に居ない」、「生活費の管理ができず電気、ガス、水道が止められる」、「消費者金融等からお金を借りてしまい返済ができない」等があげられています。
- 「金銭管理等の支援が必要な高齢者や障害者が増えてきているか」及び「日常生活自立支援事業が機能しているか」については、いずれも「どちらともいえない」が6割を占め最も多くなっています。
- 法人後見の必要性については、一人暮らし高齢者の増加等を背景として「必要である」との意見が多くあげられています。

【ケースごと】

- 年齢については、「75歳以上」が4割を占め最も多くなっています。
- 性別については、「女性」が 50.0%、「男性」が 48.1%となっています。
- 収入については、「年金のみ」が 38.6%で最も多く、次いで「生活保護」が 36.8%、「その他」が 14.0%、「年金+就労収入」が 10.5%となっています。
- キーパーソンの有無については、「親族」が 73.6%、手続きの支援の状況については、「福祉や医療サービスの手続きに支援が必要である」が 33.3%で最も多くなっています。

③町民ワークショップの概要

【地域のつながりについて】

- ・隣近所での繋がりの中に子ども達が入っていくといいと思う。
- ・若い子たちが参加すれば、もっといいアイデアが出るのでは。
- ・地域行事よりも、どう若い世代を呼び込むか。
- ・情報保護の問題、子どもを把握できない。
- ・嘉手納は郷友会が分散している。それが、行政区でまとめればいいと思う。
- ・若い人の把握が難しい。個人情報への壁、子ども会も勧誘が難しい。
- ・集まる場所(=仲宗根商店)あるといい。西区の古謝商店も人が集まっている。
- ・子ども会への子どもの参加、親の意識も大切。
- ・中央区も商店が1つ→移動販売スタート。53回目→定着しつつある。(児童館みたい)ハロウィン、クリスマスがあるたびに子ども達がたくさん来ている。
- ・若い人が入ってこない、どうにもならない。
- ・「自分も役に立つ」張り合いが出る、義務じゃなくて意識づけできると一番いい。

【見守りについて】

- ・ちょっとした意識で地域は変わる、ちょっとした見守りができたら、気にかかる人がいたら自治会や民生委員へ繋げることができれば。
- ・内地で一人暮らしの人が毎朝、旗を出して安否確認をする取組みがある。目印(旗をあげる)による安否確認もいいのでは…。
- ・西区で見守り隊の立ち上げをしようと動いている。2世帯住宅に住んでいる、見守りが必要な近所の方を見守っていた。
- ・近所のつながりについて、もともと引きこもりの人に声かけしても、出てこない、難しい。町内にもいる、高齢者もいる。
- ・高齢化率はもっと高くなる、近所の見守り強化する。訪問でなく電話でもいい
- ・文書配布を自治会長が1人で行っている→どの家に誰が住んでいるか把握している→これも見守りだと思う。
- ・各字を一つの国と見立て、力を入れて頑張れたらと思う。一人ひとりじゃなくて団体に頑張りたいな。他市町村にもそんな地域がある。
- ・あいさつ活動、声掛け、防犯にもつながる。

【地域の活性化について】

- ・行政区単位じゃなくて、町域での活動→つながりが薄れる。活性化につながらないかと思う。
- ・昔と比べ団体がなく、各字で地域を把握していく活性化していく。
- ・40~50代はほとんど働いているので、活動するのは難しい。
- ・他市町村では、地域ごとに陸上競技などを開催し、好きなものに出るようになった。嘉手納の規模では難しいのか…。
- ・町になることで地域のつながりが弱くなる。

【地域活動について】

- ・どの団体も役員の担い手がない。
- ・老人クラブだけでなく、どの団体も役員になりたがらない。
- ・昔の自治会は活動が盛んだった。団体がない(子ども会、婦人会、青年会)→活性化しない。
- ・子ども会、青年会が出入りしやすい、自治会(コミュニティーセンター)が大切だと思う。
- ・中央区商店1店、自治会で移動販売、屋良子ども達も来てくれる。
- ・若い世代の参加→周知大切。

【交流を盛んにするために】

- ・老人クラブ、女性は活発だけど男性は会員というだけ。どうすれば男性が参加できるか、仕組みづくり必要。
- ・スマートフォン講座、泡盛講座など男性会員が参加する仕組みづくりが必要。
- ・各自治会、カラオケ(通信)南区の青年からの発信で上等になった。
- ・老人クラブより仲間と自由の方が謳歌できるのでは。

【防犯・防災について】

- ・街灯が少ない。
- ・あいさつ運動をすることで防犯につながる。
- ・町内放送が聞こえない。もっと聞こえるようにしてほしい。

(7) 計画の管理・評価体制

1) 町民参画を前提とした評価体制の構築

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、町民、社会福祉協議会並びに地域の関係機関や団体等が相互に連携・協働して地域の福祉を推進していくものです。

また、計画の策定は町民の参画を得て、町民の意見を計画に反映させていくことを基本としています。そのため本計画の進行・評価においては町民参画を得た管理評価体制を構築します。

2) 「嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」の活用

本計画の進捗状況等について適正な管理進行を行うため、「嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会」を活用し、PDCA手法^{※1}に基づく評価を行い、専門的な立場からの意見、提言を求めています。

3) 評価の方法

本計画に掲げられた個別施策の基本方針及び社会福祉協議会の活動指針の内容を具現化していくため、一定の期間において達成度を評価し、計画の進捗管理を行うものとします。

4) 評価の内容

個別施策に掲げられた評価指標に基づき、各年度における取組み状況などのプロセス評価や具体的な個別の数値目標がある場合には、その達成度の進捗管理を行うとともに、計画内容の指針方策等に対する提言を行うものとします。

※1 PDCA手法：計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）という4段階の活動を繰り返し行う事で、継続的にプロセスを改善していく手法。

Plan（計画）＝ これからのことを考える。

Do（実行）＝ 計画したことを実行する。

Check（評価）＝ 結果の達成度を評価する。

Act（改善）＝ 見直しをかけて、次の計画に進む。

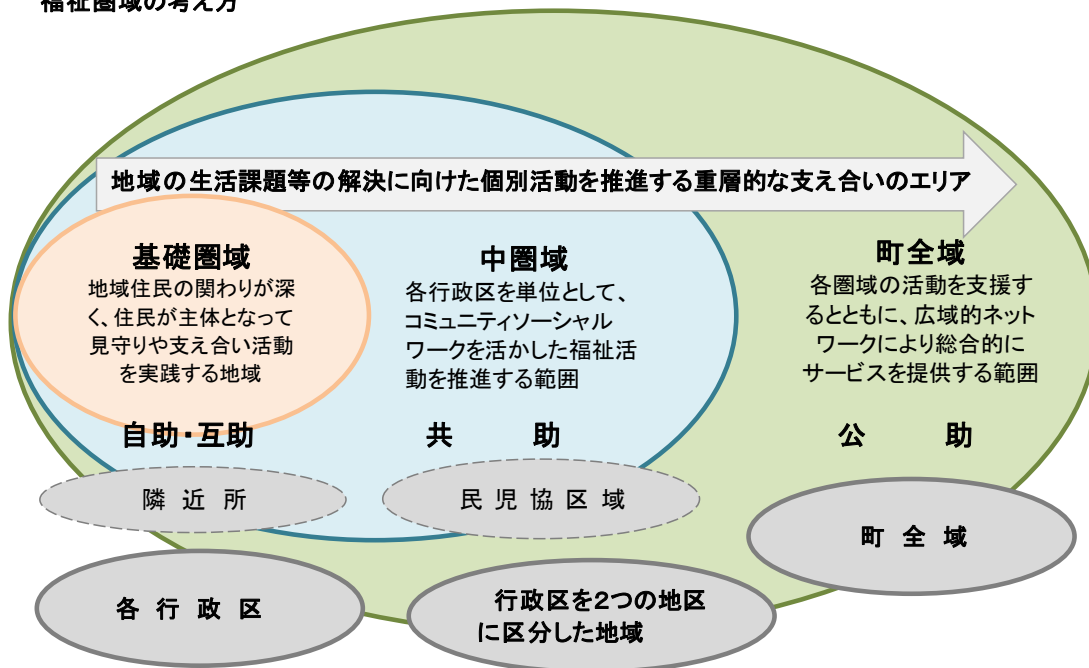
第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の圏域

「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」は、町民のより身近な生活・活動範囲を単位とした福祉活動や多様な主体が連携・協働しサービスを提供する範囲の設定が必要とされています。

福祉圏域の考え方



町民意識調査による「地域とは、どの範囲をいいますか」の問いに対し、「町全域」が48.7%で最も多く、次いで「自治会」の23.2%、「小学校区」の8.5%等となっており、その意識は年代が若くなればなるほど、「町全域」という広範囲な地域としての認識が高くなっています。

圏域の設定は、本町の地理的条件、人口規模及び生活文化等が形成された背景などを考慮しながら、自助・互助、共助、公助という町民や多様な主体がそれぞれに果たすべき役割を踏まえ、個々の取組みに応じた個別活動を効率よく推進していくための範囲となる「圏域」を次のように設定します。

(1) 基礎圏域

町民生活で最も身近な単位は、6つの行政区です。各行政区ではコミュニティセンターを中心に年中行事や自治会活動が行われるとともに、高齢者のミニデイサービスや見守り隊等の活動が実践されている地域でもあります。

町民の日常生活や地域活動の実践の場として最も関わりが深く、気軽に声をかけ合うことができる範囲としての認識が高い行政区を「基礎圏域」として設定します。

(2) 中圏域

基礎圏域における主体的な活動では、課題解決が困難な福祉ニーズに対し、多様な地域資源との連携を図り町民の活動をサポートするとともに、生活課題などを適切な支援や解決方策につなげるコミュニティソーシャルワーカーが配置されている地域です。

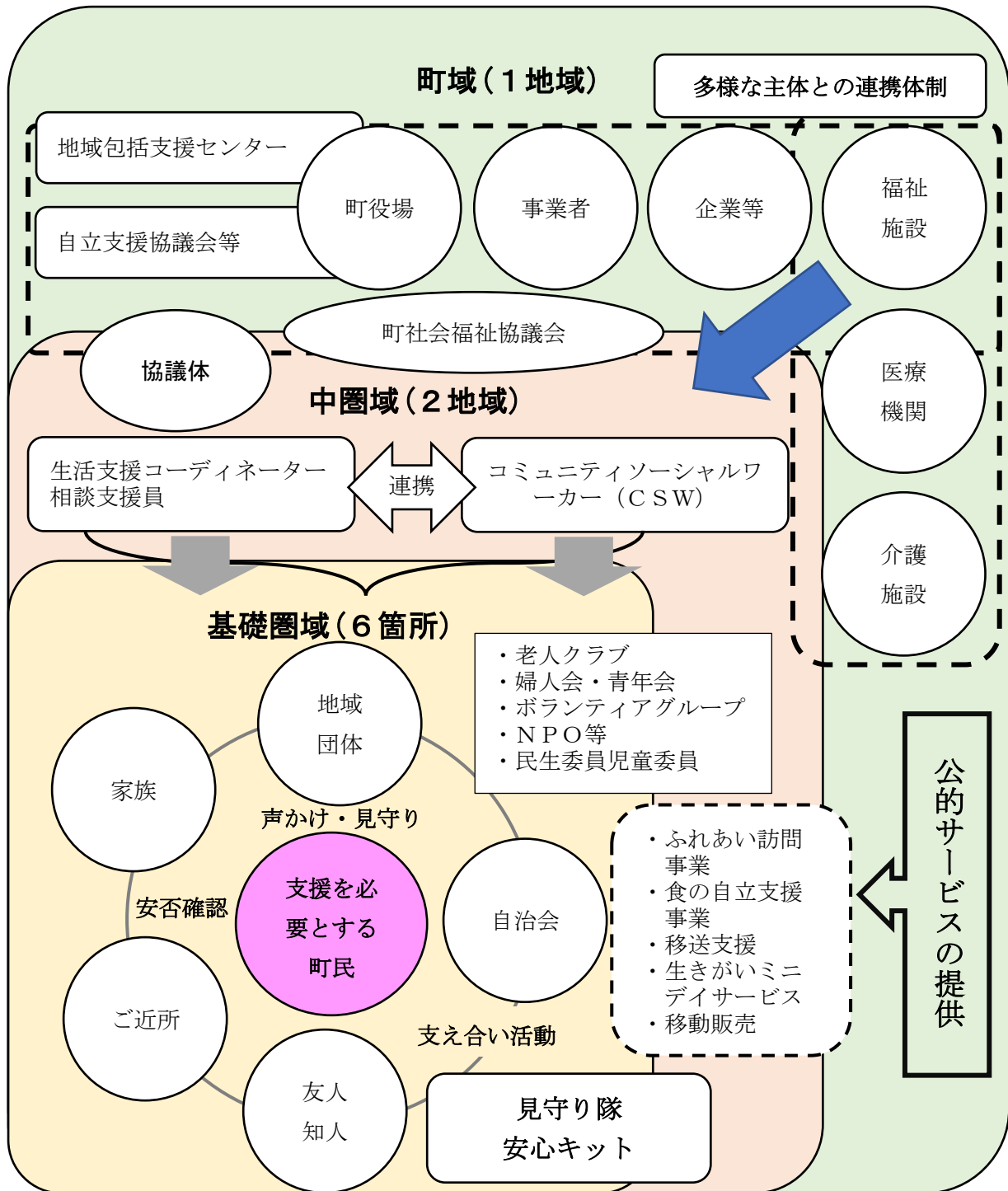
地域の範囲は、関係機関や団体及び町民と連携し、地域独自の支え合い活動を推進しやすい範囲として、地域の実情を考慮し行政区を以下のように2区分した地域を「中圏域」として設定します。

(中圏域1：東区、中央区、北区、中圏域2：南区、西区、西浜区)

(3) 町全域

個別圏域では解決が困難な事例や専門性の高い福祉ニーズに対して、広域的なネットワークの活用を図りながら総合的なサービスを提供する範囲として町全体を「町全域」として設定します。

2 圏域における支え合いのネットワークのイメージ



3 地域福祉を推進するうえでの基本視点

視 点 1 住民主体による地域福祉の推進

地域の問題や生活課題は、特定の人だけの問題ではなく誰にでも起こる可能性があります。

すべての町民が、地域の生活課題を「他人事」ではなく「自分事」として認識し、地域課題の解決に取組み温かく見守り、支える存在となることをめざします。

視 点 2 交流による支え合いの輪を広げる

地域には、参加のきっかけをつかめずに地域活動に参加できない人々も多く存在しており、「人とひと」や「人と地域」がつながるきっかけをつくることが重要です。

子どもから高齢者まで、世代を超えた多様な交流によって人や地域がつながりを深めていくことができるように、気軽に参加できる活動内容の工夫や情報提供、集まれる場を確保し、つながりのなかで支え合いの輪が広がることをめざします。

視 点 3 地域に暮らす一人ひとりを大切にする

一人ひとりを認め、多様性を尊重し、支援を必要とする町民が孤立することがないように、見守り・支えていくことが大切です。

偏見や差別意識を持つことなく、受け入れる風土をつくることで、地域の連帯意識を高め、お互いに支え合い安心して豊かに暮らせる地域をめざします。

視 点 4 地域の特性を活かした支え合いの仕組みをつくる

これまで、実践されてきた見守り、支え合いの活動をより充実したものとなるような取組みを進めるとともに、多様な社会資源の有効活用を図り地域に根差したサービスとして展開するコーディネート機能を高め、創意工夫のある新しい支え合いのかたちをめざします。

視 点 5 多様な主体の連携強化

町民、民生委員児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体、企業、自治会、社会福祉協議会等が地域福祉を推進する主体として、相互に連携した支え合いの体制づくりが求められています。

それぞれの主体が、それぞれの立場で地域福祉を推進する役割を担い、支援を必要とする町民の把握から適切なサービスにつなぐことで自立した生活を送ることができる包括的な支援体制の構築をめざします。

4 基本理念

笑顔があふれ、安心感に支えられた地域であるために、町民が世代を超えた交流を通してふれあうなかで互いを理解し、町民一人ひとりが地域に寄り添い、安心して暮らしたいという思いをかたちにしていく、やさしさと支え合いあるまちづくりに取り組めます。

基本理念

人をつなぎ、支え合い、安心のまち かでな

【人をつなぐ】

- ひとり一役（人を育てる）
- 交流機会の確保
- お互いを認める、理解する
- 福祉教育（意識啓発）
- コーディネート機能の向上

一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる

【支え合い】

- 社会参加（役割の発揮）
- ネットワークの形成
- 居場所づくり（交流サロン）
- 相談体制の充実
- 地域に根ざしたサービスの創設

地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる

【安心のまち】

- 生活困窮者等支援施策
- 権利擁護（高齢者、児童等の虐待）
- 成年後見制度
- 避難行動要支援者
- 防犯・防災に強い地域づくり

安全・安心感のある暮らしを支える仕組みをつくる

5 基本目標

基本目標1：一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる

日頃からあいさつを交わし、声をかけ合うなどの交流を通して地域や人がつながるためのきっかけづくりや気軽に集まれる場所を確保します。

やさしさと思いやりの意識を育て、「自らできること・やれること」を通して気軽にボランティア活動等に参加できる環境づくりや地域福祉を担う人材の育成と確保に取り組めます。

また、地域福祉活動をコーディネートする人材を配置し、多様な担い手による支え合いのある地域づくりに取り組めます。

基本目標2：地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる

身近な地域で寄り添い、自分たちなりの活動で気になる人を把握し、孤立させないように町民の主体的な活動やボランティア団体、関係団体などが相互に連携した見守り・支え合いの体制づくりに取り組めます。

また、分かりやすい情報の提供や困った時にはいつでも、気軽に相談できる体制の充実を図る等、福祉活動が円滑に推進できる包括的な支援体制を構築します。

基本目標3：安全・安心感のある暮らしを支える仕組みをつくる

支援を必要とする町民が、安心して住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるように、判断能力が不十分な方々の権利を尊重すること、必要なサービスを適切に利用するための支援と就労機会の創設や住宅確保対策等の生活援助体制の充実に努めます。

赤ちゃんから高齢者、障害のある人など、すべての町民が安全と安心感に支えられて暮らすことができるように、防犯対策の充実、災害時における避難支援対策や地域における安全対策が充実したまちづくりを推進します。

6 施策の体系

基本理念

人をつなぎ 支え合い 安心のまち かでな

基本目標1 一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる

(1) 福祉意識の啓発ときっかけをつくる

- 1-(1) やさしさ・思いやりの意識を高める
- 1-(2) 地域に参加しやすいきっかけをつくる
- 1-(3) 交流の機会と場をつくる

(2) 担い手となる人材の育成・確保

- 2-(1) 地域福祉を担う人材の育成と確保
- 2-(2) コミュニティソーシャルワーカーの育成と確保

基本目標2 地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる

(1) 地域で支え合う仕組みづくり

- 1-(1) 見守り、支え合いの体制づくり
- 1-(2) 地域に根差した生活支援活動の推進

(2) 地域活動の活性化支援

- 2-(1) 自治会活動の活性化支援
- 2-(2) 地域関係団体等の活動支援
- 2-(3) 各種関係団体等との連携

(3) サービス利用支援と質の向上

- 3-(1) 包括的な相談体制の構築
- 3-(2) 分かりやすい情報提供体制の充実
- 3-(3) 地域の福祉活動を支える活動拠点の整備

基本目標3 安全・安心感のある暮らしを支える仕組みをつくる

(1) 自立生活に向けた支援の充実

- 1-(1) 虐待の防止と権利擁護の推進
- 1-(2) 孤立させない環境づくり
- 1-(3) 安心して暮らすための支援

(2) 安心して暮らせる地域をつくる

- 2-(1) 防犯対策の充実
- 2-(2) 防災に強い地域づくりの推進
- 2-(3) 災害時に支援を必要とする人に対する支援



第3章 計画の目標と具体的な取組み

第3章 計画の目標と具体的な取組み

高齢社会が急速に進展するなか、本町では「地域包括ケアの深化・推進」に基づき高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため高齢者に係わる支援を包括的に提供する体制づくりを進めています。

また、「共生社会の充実」を掲げ、町民が多様な地域課題に対し他人事ではなく、我が事としての意識をもち、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、様々な主体が地域を基盤とした支え合いの仕組みづくりを行う「地域包括ケアシステム^{※1}の構築」が求められています。

地域包括ケアシステムは、本来、高齢者のみではなく障害のある町民や子ども、生きづらさを抱えている町民等含め、すべての町民のための仕組みとされています。

自らできること、自分のことは自分でやる「自助・互助」、ボランティアや住民組織、仲間同士の支え合い「共助」、自助や共助などでは支援が困難で公的サービスを必要とする「公助」等の役割を位置づけると同時に、それらが効果的に連携する仕組みをつくることで、地域の特性に応じた共生社会を実現していくための総合的な取組みを進めます。

※1 地域包括ケアシステム：高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるような地域の包括的な支援・サービス（医療・介護・予防・住まい・生活支援）の提供体制。



基本目標 1 一人ひとりが福祉の担い手となる仕組みをつくる

1 福祉意識の啓発ときっかけをつくる

推進施策 1-(1) やさしさ・思いやりの意識を高める

【基本方針】

地域の課題や困りごと等は、誰にでも関わりのある身近な問題として一人ひとりに関心を持つことが大切です。多様性を認め合い、相手の立場や状況を理解するとともに、「困った時はお互い様」という意識を高め、支援を必要とする人に声をかけ、寄り添い、みんなで支え合う活動の輪を広げていくことができるように、思いやりの心を育む啓発活動や福祉教育を推進します。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 福祉教育等の学習の場に積極的に参加するようにしましょう。
- 誰もが当事者となることや、共に生きることの大切さを理解しましょう。
- 一人ひとりの個性や多様性を認め合う意識を高めていきましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 学校や関係機関と連携し人権教育や福祉教育、道徳教育などの体験学習を通して福祉に対する理解を深める機会をつくりましょう。
- 学校や関係機関と連携し、多くの町民が共に学ぶことができる福祉教育環境を充実させる取組みを進めましょう。

《行政の取組み【公 助】》

- 学校、地域、職場等を通して福祉を学ぶ機会の創設と充実に努めます。
- 人権教育、福祉教育、道徳教育の充実を図り心のバリアフリー化を推進します。
- 多様性を認め合うことができる講座や研修会等を開催します。

《社会福祉協議会の取組み》

- 「社協だより」やホームページ上などで、福祉に関わる情報や地域の活動の状況を継続して提供します。
- 学校や関係機関そして地域と連携し、地域活動を通して多くの町民が共に学ぶことができる福祉教育の機会を充実させる取組みを進めます。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
認知症サポーター養成講座	認知症の方への理解を推進するため、認知症サポーター養成講座を学生、町民、職能団体向けに開催しています。 毎年度、認知症サポーター100名養成を目標とし取り組んでいます。
いもっ子サマースクール	地域福祉推進の主人公は中・高校生を含めた「町民」です。そして地域福祉を担う人材を育成するためには、地域の様々な課題に気づき、学びのプロセスが必要であるため、そのための取組みを年度ごとにテーマを定め実施しています。
小学校ボランティアスクール	体験学習を通じて、社会福祉への関心を高め、相手の立場になって考え、行動できる地域福祉の担い手を育成し、ボランティアの活動支援体制づくりと福祉教育の充実を図ります。
福祉教育協力校	将来を担う児童・生徒を対象に、社会福祉に対する自主研究と体験学習の機会を通して、正しい福祉思想の普及を図ります。
小地域福祉活動	地域のさまざまな福祉課題に対して町民同士で協力して取り組む“新たな支え合い”を構築していくことを目指します。
社協だより・HPなどの広報	社協だよりにおいては全世帯配布、またホームページ、フェイスブックなども活用しながら、福祉や地域活動の情報提供を行います。

【評価指標】

評価指標	根拠	第1次計画目標値	現状 (令和元年)	目標 (令和6年)
地域住民がお互いに協力し、住みよい地域にしていかなければならないと思う町民の割合	町民意識調査	84.8%以上	91.4%	90%以上
認知症サポーター養成講座	現況	—	1,076名 (延べ人数)	毎年新規 100名養成 1,576名 (延べ人数)

推進施策 1-(2) 地域に参加しやすいきっかけをつくる

【基本方針】

これまで、何らかの都合で地域に参加できなかった人々や外国人等を含め、他の地域から来た人たちも地域とつながり、地域に参加することができる機会をつくることが大切です。

町民一人ひとりが、あいさつや小さな会話を交わすことで親しみを感じ交流が生まれます。

地域や人とひとのつながりやふれあう機会の充実を図るとともに、誰もが参加しやすい雰囲気づくりを進めます。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 日頃から、あいさつを交わすように心がけましょう。
- 地域や町民同士の交流機会に積極的に参加しましょう。
- 地域行事や祭りなどへ積極的に参加しましょう。
- 普段から、隣近所に声をかけ、顔見知りとなる人の輪を広げましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 地域の関係団体等と連携し、多様な交流機会の確保に努めましょう。
- 「あいさつ運動」、「声かけ運動」に参加、協力しましょう。
- 商店街や企業、各種団体等と連携し、地域に親しむことができる地域イベント開催への協力と支援を行いましょ。
- 転入してきた新たな町民に対し、積極的に声をかけ、地域等に溶け込めるように支援しましょう。

《行政の取組み【公 助】》

- 地域や関係機関と連携し、町民同士が気軽に交流できる場の整備や機会の創設に努めます。
- 若い世代が地域に親しみ、貢献する意識を高める啓発活動や事業を支援します。
- 障害児・者の保護者・家族間の交流の場の開設や交流機会の拡充等の交流事業を通して、多様な人々がふれあう機会の充実に努めます。

《社会福祉協議会の取組み》

- 地域のつながりやふれあいの輪が広がるように、世代間や地域間の多様な交流事業を推進するとともに、地域活動や福祉活動に対する情報を提供します。
- 小地域福祉活動を通じた地域住民の地域活動等への参加の機会づくりを展開します。
- 「社協会費」「赤い羽根共同募金」等の事業を通して、地域への参加のきっかけや福祉意識の啓発活動等の継続実施と地域活動に助成される仕組みを検討します。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
赤い羽根共同募金への協力	“じぶんのまちを良くする仕組み” 私たちのまちの福祉活動を支えて、誰もが幸せに暮らせるまちづくりのための募金活動です。
社協会費	社協の会費を納入していただくことで、「社協会員」として、「まちづくり」を支える、福祉活動への参加の一つの形です。
小地域福祉活動	P29 参照

【評価指標】

評価指標	根拠	第1次計画目標値	現状 (令和元年)	目標 (令和6年)
ボランティア登録数	社協	670名	544名	580名
地域行事に参加している町民の割合	町民意識調査	30.6%	20.6%	30%以上

推進施策 1-(3) 交流の機会と場をつくる

【基本方針】

お互いに顔見知りとなったり、地域の情報交換を行う場として、町民が気軽に交流できる場をつくるのが大切です。近年では、一部地域の買い物支援の一環として行われている移動販売が身近な地域の交流の場となり親しまれています。

コミュニティセンターや集会所などを活用して、町民とともに多様な機関等とも連携しながら、交流、緩やかなつながりの機会と場づくりを進めます。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- さそい合って居場所等に集まり、交流するようにしましょう。
- 自分たちで楽しい場所となるように、運営方法を考えるようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 子育て支援、買い物支援などの地域ニーズに対応し、誰もが世代が交流できる居場所を地域に創りましょう。
- 自治会や関係機関と連携し多様な居場所の運営に向けた調整を進めましょう。
- 「社協サロン」、「生きがいデイサービス」等の担い手となることやボランティア活動を行い、地域の居場所の活性化に向けた支援を行いましょ。

《行政の取組み【公 助】》

- 地域の実情に応じ、多様な居場所ができるように場の確保を支援します。
- 多様な主体と連携し、効率的な居場所の運営を支援します。
- 地域の実情を勘案した子どもの居場所づくりに向けた取組みを進めます。

《社会福祉協議会の取組み》

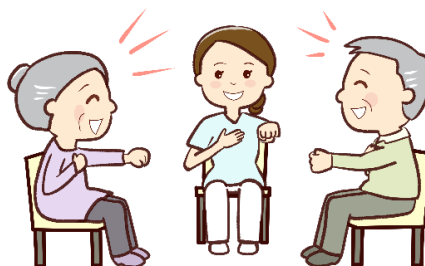
- コミュニティセンター、集会場等を活用し、買い物支援などの地域ニーズを取り入れながら、いつでも誰かと緩やかにつながる機会と場づくりを進めます。
- 多様な居場所が、住民の安否確認や気になる人の情報が得られる場として機能するように関係団体や組織と連携した取組みを進めます。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
生活支援体制整備事業	高齢者が住み慣れた地域で、自立した生活が行う事ができるように生活支援体制コーディネーターが、中心となり地域の支え合いのしくみづくりを通して、日常生活の支援体制の整備を図っていきます。
社協サロン	制度やサービスの狭間におり、閉じこもりがちな高齢者の方を対象に、新たな社会参加の場を提供し、仲間づくりの場、孤立感の解消、地域の見守り、閉じこもりの防止、介護予防、健康づくりを目的とする活動を促し、支え合うまちづくりを推進します。
地域介護予防活動支援事業 (生きがいミニデイサービス)	各コミュニティセンターで高齢者を対象に日常動作訓練、趣味活動を行なう事で、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進及び健康増進を図ります。
認知症カフェ	認知症の方やその家族、地域の人や専門家が集い、相互に情報を共有し、お互いを理解し合う事で、認知症への理解の推進を図ります。

【評価指標】

評価指標	根拠	第1次計画目標値	現状 (令和元年)	目標 (令和6年)
身近な地域における機会と交流の場の確保（生きがいミニデイサービス・社協サロン・なかゆくい広場等）	社協	8箇所	8箇所	10箇所



2 担い手となる人材の育成・確保

推進施策 2-(1) 地域福祉を担う人材の育成と確保

【基本方針】

お互いに支え、支えられる地域であることが必要です。町民が「やれること・できること」で地域福祉の担い手として行動できる仕組みをつくることが大切です。

町民一人ひとりが、状況に応じた役割を担い多様な分野で地域の福祉活動に参加することができるように、ボランティア活動の在り方の検討や潜在的な人材の掘り起こし、福祉人材の育成と確保に向けた取組みを進めます。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 個々人の経験や知識を活かして地域活動などに積極的に参加しましょう。
- 「やれること・できること」でボランティア活動等に参加しましょう。
- 各種研修会や講座などに積極的に参加しましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 自分に合ったボランティア活動ができるように、養成講座などに参加し、地域福祉の担い手として協力しましょう。
- ボランティアサークルや組織等と連携した活動を行いましょ。
- 認知症サポーター、介護予防サポーター、ゲートキーパー^{※1}養成講座等に積極的に参加し、地域ぐるみで家族や対象者を支援しましょう。

《行政の取組み【公 助】》

- 福祉関係団体や社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。
- 関係機関等との連携を図り認知症サポーター、ゲートキーパー、介護予防サポーター、手話奉仕員の養成・確保を継続的に実施し、個別支援体制の充実に努めます。

《社会福祉協議会の取組み》

- 町民一人ひとりが目的に応じたボランティア活動に参加できるように、知識、技術を習得できる研修や講座等の充実に努めます。
- 「ボランティアセンター」においてボランティア活動の受け手と担い手のマッチング機能を高めるとともに、各種団体間の交流、情報交換等に関わる支援を行います。

※1 ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話しを聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。

取組み事業名	事業概要
介護予防サポーター事業	介護予防サポーターを養成し介護予防教室のボランティアとして配置しています。
生活支援体制整備事業	P33 参照
ボランティア養成講座	誰もが安心、安全に暮らせるまちづくりの要となるボランティアの発掘、養成を図ることを目的に養成講座を実施しています。
ゲートキーパー養成講座	ゲートキーパーの役割が担えるよう知識や技術を習得する事を目的とし、養成講座を開催しています。

【評価指標】

評価指標	根拠	第1次計画 目標値	現状 (令和元年)	目標 (令和6年)
ボランティア登録数（団体数）	社協	21 団体以上	25 団体	25 団体
ボランティア活動に参加した経験がある町民の割合	町民意 識調査	40.0%	23.2%	40.0%



推進施策 2-(2) コミュニティソーシャルワーカーの育成と確保

【基本方針】

町民の主体的な活動や地域の社会資源等を活用したネットワークを形成し、支援を必要とする方々の福祉ニーズに応じたサービスにつなげる仕組みをつくることが大切です。

地域の問題や生活課題を解決するために、分野を超えて支援を必要とする人々と関係機関との連携体制を構築し、多様な地域資源の組み合わせによる包括的な支援のコーディネート機能の向上を図るための取組みを進めます。また、そのための資質向上に向けた研修等を実施します。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 地域で取組む支え合い活動等に参加するようにしましょう。
- コミュニティソーシャルワーカーの活動に協力するようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 地域におけるコミュニティソーシャルワークを推進するコミュニティソーシャルワーカーとの連携を図りましょう。

《行政の取組み【公 助】》

- コミュニティソーシャルワーカーの配置等や活動拠点に関わる支援を行います。
- 協議体との連携や生活支援コーディネーター等と連携した支え合いの仕組みづくりに取組みます。

《社会福祉協議会の取組み》

- 中圏域を単位として、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、コミュニティソーシャルワーク事業の一層の充実に努めます。
- 地域課題の把握を徹底し、地域課題の発見から適切な支援につなげる支え合いの仕組みづくりとネットワークの形成を図ります。
- 制度の狭間にあり、公的サービスでは対応が困難なケースに対し関係機関や地域資源を組み合わせ、適切なサービスにつなげるコーディネート機能の向上を図るための研修会や学習会等を開催します。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
コミュニティソーシャルワーク事業	個人や世帯が抱える問題を地域の問題としてとらえ、自立した生活を支援するために、個人や世帯の支援を行いつつ、地域の自治会や町民、行政、関係団体や民生委員児童委員、福祉関係協力者などとネットワークづくりを行います。



基本目標2 地域に根差した見守り、支え合いの仕組みをつくる

1 地域で支え合う仕組みづくり

推進施策 1-(1) 見守り、支え合いの体制づくり

【基本方針】

身近な地域において、小さな変化を見逃さず気になる人に声をかけ、支援を必要とする人を早期に発見し、適切なサービスにつなげていく町民相互の見守り・支え合いのかたちをつくるのが大切です。

個人情報等に配慮した要支援者の把握と情報を共有する仕組みづくりを行うとともに、行政区を中心とした「小地域福祉活動」を進めるなど、見守り、支え合いの活動を広げる取組みを進めます。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 地域で取組む支え合い活動等に参加するようにしましょう。
- 支援が必要だと感じたら、声を出して支援を求めていきましょう。
- 気になる人を発見した場合、社会福祉協議会等の関係機関に連絡するようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 関係機関と連携し「抜け漏れ」のない把握体制づくりに協力しましょう。
- 活動の一環として、日常的な見守り活動に協力しましょう。

《行政の取組み 【公 助】》

- 個人情報の提供や共有の在り方を検討します。
- 地域独自の見守り、支え合いの活動に対する支援や関係機関等とのネットワークの構築に向けた支援を行います。
- ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者等の増加を踏まえ、必要な支援に適切につなげていくためアウトリーチ（訪問支援）に関する取組みを進めます。
- 地域の「見守り隊」や関係機関等と地域包括支援センターが連携した安否確認体制や緊急連絡体制等の整備を進めます。

《社会福祉協議会の取組み》

- 行政区を単位に、支え合いのネットワークの構築に向けた取組みを進めます。
- 関係機関等と連携した要支援者の把握体制と情報共有に関わる事項等を行政や関係機関等と調整するなど、見守り・支え合いの活動がしやすい環境づくりを進めます。
- 企業や事業所等との協定に基づき、見守り活動に対する情報の共有や協力体制の強化に取り組めます。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
高齢者等食の自立支援事業	日常生活に支障のある在宅の要援護老人等に対し、事業を通して食生活の改善と健康増進を図り、併せて安否の確認等を行い在宅福祉を推進します。
認知症高齢者等の見守り及び安全支援に関する協定	認知症などにより行方不明になる心配のある方を沖縄県警の「行方不明者情報管理システム」に登録して頂くため、嘉手納警察署と見守り及び安全支援に関する協定を締結しています。(町と嘉手納警察署)
小地域福祉活動	P29 参照
かでな安心キット事業	救急時及び災害時等にかかりつけ医や緊急連絡先等の必要な情報を保管する「かでな安心キット」を活用し、適切で迅速な緊急医療と緊急連絡先への連絡を可能とする事により、町内の高齢者や障害者等の要援護世帯の安全・安心を守ります。
地域見守り協定活動事業	様々な事業者等と連携し、町内の見守り活動を推進する事によって、町民が安心して暮らせる地域社会をつくることを目的としています。(社協と協定事業所)

【評価指標】

評価指標	根拠	第1次計画 目標値	現状 (令和元年)	目標 (令和6年)
小地域福祉活動を実施する自治会数(見守り隊など)	社協	6箇所	4箇所	6箇所
かでな安心キットの設置数	社協	350個	276個	350個
見守り協定の締結数	現況	—	12事業所	20事業所

推進施策 1-(2) 地域に根差した生活支援活動の推進

【基本方針】

必要な支援を受けることで、自立した生活を継続することができるように、地域の実情に応じた新しい支え合いのサービスを創設していくことも大切です。

地域の生活課題の解決方策について多くの町民が担い手として「やれること・できること」を実践する取組みを支援するとともに、社会福祉協議会並びに関係機関等と連携し、地域に密着した新たな生活支援サービスの創設に取り組めます。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 地域課題を解決するために、何が必要か話し合いをするようにしましょう。
- 自分自身が「やれること・できること」を実践するようにしましょう。
- 小さな異変等に気づいた場合、自治会や民生委員児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援員等に連絡しましょう。
- 地域課題の解決のためのアイデアを提供するようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 地域や関係団体等と連携し、新しい支え合いの活動をモデル事業として実践する取組みを進めましょう。
- 地域の生活課題を話し合う場の提供や解決に向かうアイデアを実践に活かす仕組みづくりに協力しましょう。

《行政の取組み【公 助】》

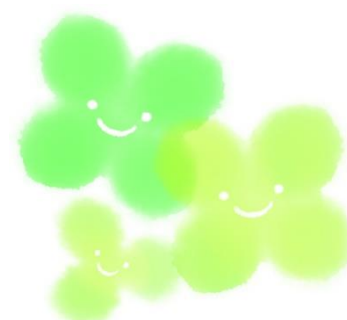
- 地域住民が、社会福祉協議会や関係機関と連携し、新しい支え合いのサービスを創設するための環境整備を進めます。
- 地域住民や関係機関から提案された活動やサービス内容を事業化する取組みを進めます。
- 障害者自立支援協議会や要保護児童対策地域協議会等との情報共有を含め、地域に合わせたネットワークづくりを推進します。

《社会福祉協議会の取組み》

- コミュニティソーシャルワーク事業で進めている「かでな安心キット事業」の充実強化を図ります。
- 事業を通して把握された福祉ニーズに基づき、地域住民や関係機関と連携した新しい生活支援サービスの創設に向けた検討を行います。
- 地域課題の解決に向け町民のアイデアが福祉サービスに反映される取組みを進めます。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
生活支援体制整備事業	P 33 参照
かでな安心キット事業	P 39 参照



2 地域活動の活性化支援

推進施策 2-(1) 自治会活動の活性化支援

【基本方針】

町民が、地域の中で安心して暮らしていくことを見守るための力を高めていくことができるように、推進基盤となる自治会活動の活性化を図ることが大切です。

若い世代の新しい発想を地域の活力として受け入れ、多様な町民活動を取りまとめる役割を担い、地域独自の活動を通して安全と安心感に支えられた地域づくりを推進するため、自治会活動の活性化に向けた取組みを進めます。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 地域や自治会を理解し、関心を向けましょう。
- 自治会活動の内容を理解し、自治会へ加入するようにしましょう。
- 自分なりの時間を活用し、自治会活動に参加するようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 自治会独自の地域づくりに向けた企画提案をしましょう。
- 住民の関心が高いイベント開催などに協力しましょう。
- 子どもや青年会など、若い人が集まる出入りしやすい自治会づくりを一緒に考えましょう。

《行政の取組み【公 助】》

- 地域住民の自治会加入を促すための啓発活動に対する支援を行います。
- 自治会が取組む事業やイベント開催などの支援を行います。
- いつでも気軽に、公民館などが利用できるように開かれた自治会づくりのため先進事例を紹介するなどの支援を行います。

《社会福祉協議会の取組み》

- 地域住民が親しみをもって自治会活動に参加することができるような環境整備に対する支援を行い、自治会加入を促します。
- 「社協だより」、「ホームページ」に各自治会情報を掲載するとともに、若い世代が自治会に関心を持ち、地域活動へ参加するためのきっかけづくりや交流の場の整備を推進します。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
小地域福祉活動	P29 参照
広報活動（社協だより・HP）	社協の広報紙を発行し、町民へ社協活動のPRを図ります。



推進施策 2-(2) 地域関係団体等の活動支援

【基本方針】

自治会、子ども会育成会、連合青年会、老人クラブ連合会、女性会、更生保護女性会等の地域関係団体や民生委員児童委員をはじめとする福祉関係団体等が、地域福祉を推進する担い手となり、地域とのつながりを強めた支え合いの活動を実践できるように各種団体の活性化を図ることが大切です。

各種団体が、その特性を十分に発揮した地域活動を通して地域の福祉に貢献できるように組織基盤の強化や活動に対する支援を行います。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 「できること・やれること」を基本に、参加できる団体に所属するようにしましょう。
- 団体の活動や事業に協力するようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 地域の各種団体等が、独自の活動を継続的に実施することができるように情報提供や援助を行いましょう。

《行政の取組み 【公 助】》

- 町民に対し、社会福祉協議会等と連携し各種団体の活動内容をわかりやすく提供します。
- 活動に対する助成支援を行います。
- 子どもの居場所の運営など、新たなボランティア団体等の活動を支援します。

《社会福祉協議会の取組み》

- 各種団体の特性を活かした活動を地域の中で展開できるように、各種団体が必要とする支援を行います。
- 各種団体等の交流や相談、情報を共有する場を提供するなど活動しやすい環境づくりを進めます。
- 関係機関と連携し、多様な世代が担い手となるための環境づくりを支援します。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
総合福祉センター指定管理業務	センター管理の中で、福祉団体等への貸出を実施、活動拠点への支援を行います。
福祉バスの運行	福祉団体等の活動を支援するため福祉バスの運行を実施しています。
活動助成金	福祉団体の活動促進のための活動資金を助成しています。
福祉団体事務（民協・老人クラブ）	団体事務を担うことにより、団体活動がスムーズに行われることを目的として実施しています。
ボランティア・NPO支援	ボランティア保険・組織立ち上げ・運営等の支援を行っています。
研修講師派遣	地域の生きがいデイサービスなどに社協職員が出向き、ボランティアの方へ高齢者疑似体験等の講義を行っています。



推進施策 2-(3) 各種関係団体等との連携

【基本方針】

地域の課題や日常生活上の問題等に対し、多様な関係機関が専門的な立場で連携・協働し、課題解決に向けた福祉活動を推進する仕組みをつくることが大切です。

地域の主体的な活動や各種団体等の専門的知識・技術等が連携し、必要な支援へのつなぎや支え合いの活動を行うことができるように、情報の共有化や連絡調整等を行うなど各種団体等がネットワークを構築するための取組みを進めます。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 各種団体の活動内容を理解し、できる活動に参加するようにしましょう。
- 地域の一員として、各種団体等とのつながりを持つようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 各種団体が協働・連携して福祉活動を推進するための関係づくりを支援しましょう。

《行政の取組み【公 助】》

- 各種団体が相互に理解しあえるように懇談会の開催、交流会、情報交換会などを開催します。
- 多様なネットワークを構築するための連絡調整などの支援を行います。

《社会福祉協議会の取組み》

- 各種関係団体と地域活動に対する情報交換などを行い、それぞれの専門性を活用した連携体制の構築を図ります。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
福祉教育協力校連絡会	各校での取組みが円滑に進むことを目的に情報交換等を行っています。
福祉教育推進助成事業連絡会	保育園や幼稚園での取組みが円滑に進むことを目的に情報交換等を行っています。
地域見守り協定締結事業者連絡会	地域見守り協力活動の円滑な実施、町内見守りネットワークの構築を推進することを目的として開催します。



3 サービス利用支援と質の向上

推進施策 3-(1) 包括的な相談体制の構築

【基本方針】

複合的な課題を抱えている町民が自立し、地域の中で安心して暮らし続けていくことができるように身近な場所で相談に応じ、適切なサービスや支援につなげる相談体制を充実させることが大切です。

地域に配置されるコミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、児童家庭相談員、関係各課相談窓口、地域包括支援センター、社会福祉協議会、障害者相談支援事業者等が横断的に連携し包括的な相談支援体制の構築を図るとともに、身近な地域における相談窓口の整備に向けた取組みを進めます。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 地域との関わりをもつようにし、困った時には支援を求める声を出すようにしましょう。
- 地域で気軽に相談できる場所を確認するようにしましょう。
- 多様な相談窓口を積極的に活用しましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 関係機関と連携し、困りごとを抱える人を相談窓口につなぎます。
- 民生委員児童委員、福祉関係団体と連携し、相談支援につながる活動に協力しましょう。
- 必要な相談窓口が、どこにあるのかの情報共有と利用について学習の機会をつくりましょう。

《行政の取組み【公 助】》

- 身近な相談窓口の整備を進めるとともに、相談窓口の情報を提供するなど相談しやすい体制づくりを行います。
- 関係機関等と連携し、分野を超えた包括的な相談支援体制（ネットワーク型）の構築に努めます。

《社会福祉協議会の取組み》

- 各種関係団体と地域活動に対する情報交換などを行い、それぞれの専門性を活用した連携体制の構築を図ります。
- 包括的な相談支援体制の構築には、多職種による連携や多機関との協働が基盤となるため、情報共有や事例検討などを行う場（ネットワーク）を行政とも連携・協働しながら推進します。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
コミュニティソーシャルワーク事業	P37 参照

【評価指標】

評価指標	根拠	第1次計画 目標値	現状 (令和元年)	目標 (令和6年)
日常生活における支援が必要となった場合、必要なサービスを受けるためにどうしたら良いか知っている町民の割合	町民意 識調査	50.0% 以上	58.4%	60%以上

※日常生活における支援が必要となった場合、必要なサービスを受けるためにどうしたらいいかについては、「知っている」と「ある程度知っている」の合計割合



推進施策 3-(2) 分かりやすい情報提供体制の充実

【基本方針】

支援を必要としている人に対し、必要な情報を迅速に、分かりやすく提供する体制づくりと必要な情報の共有化を図り適切な支援を行う仕組みづくりが大切です。

多様な媒体を活用した情報収集・提供体制の充実を図るとともに、すべての人が利用しやすい情報のバリアフリー化と個人情報等に配慮した情報の共有化に向けた仕組みづくりに取り組めます。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 必要に応じて、個人情報の共有化に協力するようにしましょう。
- 必要な情報を得るためにどうしたらよいか学習するようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 関係機関と連携し、必要な情報共有化を図るための取組みに協力しましょう。
- 地域の情報発信の場をつくりましょう。

《行政の取組み 【公 助】》

- 情報のバリアフリー化を進めるとともに、情報格差を解消するコミュニケーション支援の充実を図ります。
- 「ホームページ」、「広報誌」、「SNS」等の多様な媒体を活用し、個々のニーズに対応できる情報提供体制の充実に努めます。
- 防災行政無線や防災緊急メール等を活用した防災情報の迅速な周知に取り組めます。

《社会福祉協議会の取組み》

- 各種関係団体と地域活動に対する情報交換などを行い、それぞれの専門性を活用した連携体制の構築を図ります。
- 各種団体等のネットワークの形成に向けた連絡協議会等の組織化を検討します。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
広報活動（社協だより・HP）	P43 参照
コミュニティソーシャルワーク事業	P37 参照

【評価指標】

評価指標	根拠	第1次計画 目標値	現状 (令和元年)	目標 (令和6年)
相談先や情報入手の利便性が「良い」、「普通」だと思う町民の割合	町民意 識調査	60.0% 以上	61.8%	65%以上

※相談先や情報入手の利便性については、「良い方だと思う」と「普通だと思う」の合計割合



推進施策 3-(3) 地域の福祉活動を支える活動拠点の整備

【基本方針】

地域の福祉活動をより活性化させていくためには、個人や団体が気軽に集まり、利用できる活動や地域のニーズと必要なサービスにつなぐ機能を担う拠点を整備することが求められています。

地域福祉の拠点となる総合福祉センターをはじめとする既存の公共施設の有効活用を行うための環境整備、緊急時における福祉避難所、津波避難ビルの指定に向けた取組みを進めます。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 活動拠点づくりに協力するようにしましょう。
- 仲間づくりや交流拠点として利用するようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 福祉施設等と連携し、地域貢献活動等に協力しましょう。
- 既存公共施設の有効活用についての企画提案をしましょう。

《行政の取組み 【公 助】》

- 既存公共施設の有効活用を基本とした基盤整備を進めます。
- 地域のニーズと必要なサービスにつなぐ機能を担う拠点整備に向けた取組みを進めます。

《社会福祉協議会の取組み》

- 地域住民や関係団体等の活動の活性化を促すための拠点整備に向けた取組みに協力します。
- 総合福祉センターの充実を図り利用しやすい施設となるよう努めます。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
総合福祉センター指定管理業務	P45 参照
ボランティアセンター拠点整備	ボランティア登録、会議室やボランティア活動等に 必要な資材の整備及び貸与などボランティアの活動 拠点を整備する事により、ボランティアが活動しやすい 環境づくりを進めます。

【評価指標】

評価指標	根拠	第1次計画 目標値	現状 (令和元年)	目標 (令和6年)
町民が利用しやすい公共施設の 立地については、「良い」、「普 通」だと思う町民の割合	町民意 識調査	70.0% 以上	75.0%	75%以上

※町民が利用しやすい公共施設の立地については、「良い方だと思う」と「普通だと思う」の合
計割合



基本目標3 安全・安心感のある暮らしを支える仕組みづくり

1 自立生活に向けた支援の充実

推進施策 1-(1) 虐待の防止と権利擁護の推進

【基本方針】

地域には子ども、高齢者、障害のある方、外国人などが様々な立場で暮らしています。町民一人ひとりの社会的な立場が十分に理解され、個人の人権が侵害されることなく平等に保障されていることが重要です。

多様な立場やそれぞれの問題をかかえる町民一人ひとりが、生活の質を高めながら暮らしていくことができるように、虐待の未然防止、早期発見・対応を図ります。また、権利を擁護するための制度やサービス利用に対する理解を深めることができる普及啓発活動を推進し、認知症や精神疾患等により判断能力が不十分な町民が、個々の状況に応じてサービスを適切に利用することができるように支援します。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 支援を必要とする方に対する理解を深め、偏見や差別意識を持つことがないよう一人ひとりを尊重するようにしましょう。
- 虐待防止や権利擁護制度について、理解を深めていきましょう。
- 虐待などの権利を侵害する行為を発見したら、迷わず関係機関に通報するようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 地域の見守り活動（「見守り隊」）に積極的に参加し、虐待の早期発見や早期対応に協力しましょう。
- 関係機関と連携し、人権教育の推進と制度や利用できる事業などの周知や啓発活動に協力しましょう。
- 権利擁護制度等が必要ではないかと思われる地域住民の情報を関係機関に連絡しましょう。

《行政の取組み 【公 助】》

- 学校教育、生涯学習等において人権教育や多様な機会を通じた権利擁護制度に対する普及啓発活動を推進します。
- 機関とのネットワークを強化し虐待防止対策の充実に向けた取組みを推進します。
- 法務局や沖縄人権協会と連携し、学校等で実施する人権教室や人権啓発活動を推進します。
- 日常生活自立支援事業の受け皿の確保、成年後見制度の利用促進を図る取組みを進めるとともに、権利擁護センター等の中核機関を検討します。

《社会福祉協議会の取組み》

- 虐待に対する理解と意識を高めるための啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携した虐待防止対策を推進します。
- 認知症等により、判断能力が不十分な方々が、日常生活や福祉サービスを利用する上で不利益を被ることがないように、日常生活自立支援事業のあり方を検討し成年後見制度等の利用に対する支援と啓発活動を推進します。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
成年後見制度町長申し立て事業	認知症等により判断能力が不十分な方々の権利を擁護するため町長により成年後見人を申し立てます。
成年後見制度利用支援事業	成年後見人等の報酬を助成する事業です。
コミュニティソーシャルワーク事業	P37 参照
日常生活自立支援事業	認知症等の高齢者の方や日常生活に不安のある方を対象に福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをして、安心して生活ができるようにサポートします。

【評価指標】

評価指標	根拠	第1次計画 目標値	現状 (令和元年)	目標 (令和6年)
虐待の早期発見、早期支援体制を充実する	現 況	相談しやすい体制づくり	—	相談しやすい体制づくりの継続
成年後見制度利用促進基本計画の策定	現 況	—	—	令和3年度

推進施策 1-(2) 孤立させない環境づくり

【基本方針】

生活に困窮する世帯や 8050 問題、子どもの貧困問題等の諸事情を抱えながら社会的に孤立するなど暮らしにくさを抱える人も少なくありません。

さまざまな生活課題を抱えながら、支援を求めることができず孤立している方や気になる人を地域の見守り活動などにより早期に発見し、関係機関や庁内関係課との横断的な取組みにより、安定した生活を確保することができるように、相談支援体制の充実や、社会的な自立に向けた包括的な支援体制の充実を図ります。

また、生きることの包括的な支援に取組み、生き心地の良い地域づくりを推進します。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 地域との関わりをもつようにし、困った時には支援を求める声を出すようにしましょう。
- 地域の中で孤立している人が居ないか気かけ、気になる人が居れば関係機関に連絡するようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 自治会や関係機関と連携し、気になる人の把握や情報提供を行いましょう。
- コミュニティソーシャルワーカーと連携し、当事者が社会的に自立することができるように社会資源を活用した支援の仕組みづくりに協力しましょう。

《行政の取組み【公 助】》

- コミュニティソーシャルワーカーと連携した自立相談体制の充実に努めます。
- 多様な関係機関と連携し、社会的自立を促す支援施策の充実に努めます。
- 国の再犯防止計画及び沖縄県再犯防止推進計画との整合性を保つとともに、中部保護司会、更生保護女性会等との連携を図り、罪を犯した人に対する様々な支援を実施していきます。
- 自殺対策推進本部を設置し、自殺対策における町の取組むべき事業について推進していきます（自殺対策計画の推進）。

《社会福祉協議会の取組み》

- 地域の小地域福祉活動を通して、気になる人を把握するとともに、民生委員児童委員や自治会等と連携し寄り添い型の支援を推進します。
- 行政や関係機関と連携し、生活困窮者等のニーズに応じた新しいサービスの創設に向けた取組みを検討します。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
コミュニティソーシャルワーク事業	P37 参照
小地域福祉活動	P29 参照



推進施策 1-(3) 安心して暮らすための支援

【基本方針】

長引く景気の低迷を受け就職先が見つからない、障害や疾病等によって就労が困難な状況にある方々や何らかの理由によって、自立生活の基盤である住まいの確保が困難な状況にいたり、生活のしづらさを抱える方々が増加する傾向にあります。

住み慣れた地域で安心した自立生活を支援していくため、地域福祉交通、年代や状況に応じた就労支援、安心して住まえる居住を確保するための支援を継続的に実施します。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

○就労相談やセミナー等に積極的に参加するようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

○個々の状況や適性に応じた就労の場を提供していきましょう。

○社会福祉協議会や企業、関係機関と連携し、ひとり暮らし高齢者等の住宅環境の改善に向けた活動を推進しましょう。

《行政の取組み【公 助】》

○関係機関と連携し就労相談を継続的に実施します。

○「グッジョブ・サポート・嘉手納」と連携した就労支援の充実に努めます。

○障害者自立支援協議会の就労部会による継続的な雇用、就労に係わる啓発や就労促進に向けた取組みを進めます。

○関係機関や不動産事業者等と連携し、「住まいの確保」に向けた取組みを進めます。

○地域福祉交通の一環として「高齢者タクシー利用助成事業」に取り組んでいきます。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
高齢者居住サポート事業	家賃の支払い能力があるにもかかわらず、連帯保証人が確保できない等を理由に、民間賃貸住宅への入居に困窮している高齢者に対して住宅への入居機会の確保及び入居後の安定した居住継続を図ります。



2 安心して暮らせる地域をつくる

推進施策 2-(1) 防犯対策の充実

【基本方針】

地域や町民相互のつながりが希薄化する一方で、高齢者や子どもを含め社会的に弱い立場の人たちが犯罪に巻き込まれることや被害者意識を持つことができない方々が犯罪に巻き込まれるケースも増加しています。

犯罪の発生を未然に防いでいくための防犯活動や複雑多様化する犯罪手口に対する情報提供を行うとともに、町民一人ひとりが犯罪に巻き込まれないための知識と意識を高める啓発活動を推進するなど、安全・安心感のあるセーフティネットの充実を図ります。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 犯罪に巻き込まれないための知識や意識を高めるようにしましょう。
- 「あやしい」と思ったら、関係機関に連絡、相談するようにしましょう。
- 地域の防犯活動に参加し、住民相互による見守り活動を行いましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 関係機関や地域と連携し、防犯パトロールなどの防犯活動に積極的に参加しましょう。
- 悪徳商法などの被害に合わないよう、犯罪手口の情報提供や犯罪意識を高めるための啓発活動に協力しましょう。

《行政の取組み【公 助】》

- 警察や関係機関と連携し、地域住民の防犯意識を高める啓発活動を推進するとともに、地域住民が実施する防犯活動への取組みに対する支援を行います。
- 悪徳商法や電話詐欺のように後を絶たない消費者トラブルに巻き込まれないように、犯罪事例の紹介や対処方法についての情報提供や研修会、講座を開催します。

《社会福祉協議会の取組み》

- 高齢者や判断能力が不十分な方々が、電話詐欺や悪徳商法等の犯罪に巻き込まれることがないように、サロン活動などの多様な機会を通して犯罪手口に対する情報提供を行うとともに、「自分で身を守る」意識の高揚に努めます。
- 自治会や民生委員児童委員と連携し、地域の主体的な防犯活動に協力するとともに、地域の見守り活動や声かけ活動に参加し犯罪が起こりにくい地域づくりに取組みます。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
小地域福祉活動	P29 参照
ふれあい訪問事業	町民同士の支え合いによる安否確認を行っています。



推進施策 2-(2) 防災に強い地域づくりの推進

【基本方針】

本町では、「地域防災計画」に基づき地域と連携した自主防災組織の立ち上げ支援や老人会、婦人会などが参加した防災訓練を実施するなど、災害に強いまちづくりに対する取組みを進めています。

今後とも町民の防災意識の高揚を図るとともに、地域や関係機関と連携した防犯訓練の実施、自主防災組織への支援や避難行動要支援者名簿への登録を促進するとともに、自主防災組織未設置地域における組織化の促進、福祉避難所、津波避難ビルの指定に向けた取組みなど、防災・減災に関わる事業の一層の充実を図ります。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 日頃から、防災に対する正しい知識を身につけるための活動や研修会に参加するようにしましょう。
- 地域の自主防災組織活動や地域の避難訓練等に積極的に参加し、地域の避難場所や避難経路等を確認しておきましょう。
- 隣近所等との交流を深め、災害時の安否確認や協力体制について話し合いを持つようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 災害発生時において、円滑な援助活動に協力するとともに、避難所として災害時における要支援者を受け入れます。
- 地域や関係機関と連携し防災訓練に参加するなど、自主防災意識を高める取組みを進めます。

《行政の取組み 【公 助】》

- 防災計画に基づく、必要物資の備蓄や情報伝達の整備・強化を図るとともに、防災活動拠点の機能強化や津波避難ビルの指定、福祉避難所等の指定に努めます。
- 地域の自主防災組織等と連携した防災訓練を行うなど、災害時に備えた迅速な避難や援助活動に対する知識の普及を関係機関と連携し、地域住民の防災意識を高めるための啓発活動の一層の充実を図ります。
- 備蓄倉庫の整備

《社会福祉協議会の取組み》

- 災害時には、地域住民の主体的な活動が大きな力となることを踏まえ、地域と連携した防災意識を高めるための啓発活動を推進します。
- 自主防災組織の支援や防災訓練の実施に向けた支援を行います。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
小地域福祉活動	P29 参照

【評価指標】

評価指標	根拠	第1次計画 目標値	現状 (令和元年)	目標 (令和6年)
防災訓練の実施回数	現 況	—	1回	1回以上



推進施策 2-(3) 災害時に支援を必要とする人に対する支援

【基本方針】

台風、津波、地震等の災害発生時に自力で避難することができない方々に対する迅速かつ適切な避難誘導體制の確立が求められています。

今後とも避難行動要支援者名簿の新規登録と更新作業や情報の共有化に向けた取組みを進めます。

【町民や地域関係団体等に対する期待】

《町民一人ひとりに対する期待【自助・互助】》

- 災害時の支援が必要と感じた場合には、「避難行動要支援者名簿」への登録を行うようにしましょう。
- 地域の支援者として、避難誘導に協力するようにしましょう。
- 地域における要支援者の情報提供や情報の共有化に協力するようにしましょう。

《地域関係団体に対する期待【共 助】》

- 避難行動要支援者の把握、情報更新、情報共有化に向けた調整に協力しましょう。
- 地域の自主防災組織や関係機関と連携した避難誘導體制に協力しましょう。
- 必要な物資の提供を行うなど災害時における避難生活支援に協力しましょう。

《行政の取組み【公 助】》

- 「避難行動要支援者名簿」への登録を関係機関等と連携し促進します。
- 各地域の自主防災組織の結成を促進するとともに、災害ボランティア、地域支援者の育成、地域ぐるみの避難支援体制の構築に努めます。
- 関係機関や福祉施設等の理解と協力を得ながら福祉避難所の指定に向けた取組みを進めるとともに、避難支援経路や避難場所についての周知活動を推進します。
- 災害発生時における役割分担を明確化していくため、福祉施設や関係機関等との連携体制を構築する取組みを進めます。

《社会福祉協議会の取組み》

- 「避難行動要支援者名簿」に基づき、避難誘導支援を受けることができるように、民生委員児童委員や関係機関と連携し要支援者の把握調査や情報共有化に向けた取組みに対する調整や協力を行います。
- 災害時における要支援者の安否確認や避難情報等の整理等に関係機関と連携して協力します。
- 日常から災害時における意識を高めるための、防災講座等の開催を推進します。

【推進事業】

取組み事業名	事業概要
防災講座の実施	防災対策と地域防災について講座等を実施しています。
コミュニティソーシャルワーク事業	P37 参照

【評価指標】

評価指標	根拠	第1次計画 目標値	現状 (令和元年)	目標 (令和6年)
防災体制（避難誘導體制）・組織の体制について「良い」、「普通」だと思う町民の割合	町民意 識調査	60.0% 以上	56.7%	60%以上

※防災体制（避難誘導體制）・組織の体制については、「良い方だと思う」と「普通だと思う」の合計割合





資料編

1 計画策定の経緯

開催日	区分	内容
令和元年5月31日	第1回 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会	①コミュニティソーシャルワーク事業の内容と評価
令和元年8月26日	第2回 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会	①地域福祉計画において共通して取組むべき事項とは(改正社会福祉法より) ②町民意識調査及び専門職アンケートについて ③嘉手納町の地域福祉にかかわる現況について
令和元年 9月27日～11月1日	町民意識調査(アンケート)	アンケート調査の実施
令和元年 10月11日～10月31日	専門職アンケート	アンケート調査の実施
令和元年11月25日	第1回ワークショップ	第1部:「地域福祉とは」 ・計画策定の趣旨説明 ・町民アンケートの結果の説明 ・嘉手納町地域福祉に関する現況の説明 第2部:「地域課題の要因の整理」 ・5年前の地域課題との比較 ・5年前にあげられた課題が同じなら改善されない要因
令和元年11月29日	第3回 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会	①第2次嘉手納町地域福祉推進計画策定に係わる現況について ②第2次嘉手納町地域福祉推進計画策定に係わる町民アンケート結果報告書について ③嘉手納町専門職アンケート結果報告書について
令和元年12月9日	第2回ワークショップ	第1部:「地域の課題整理」 ・第1回ワークショップの振り返りと課題検証 第2部:「地域課題の解決策」 ・地域の課題や問題点の背景や要因を整理し、課題解決策の検討
令和元年12月23日	第4回 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会	①第2次嘉手納町地域福祉推進計画(素案)について
令和2年1月27日	第5回 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会	①第2次嘉手納町地域福祉推進計画(素案)について
令和2年2月28日	第6回 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会	①第2次嘉手納町地域福祉推進計画(素案)について
令和2年 3月19日～3月27日	パブリックコメント	パブリックコメントの実施
令和2年3月31日	答申	第2次嘉手納町地域福祉推進計画(地域福祉計画・地域福祉活動計画)答申

2 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置条例

平成 25 年 9 月 20 日

条例第 21 号

改正 平成 27 年 3 月 9 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき嘉手納町地域福祉計画及び嘉手納町地域福祉活動計画の策定に関し、地域福祉の推進に関する事項を審議するため、嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定に関し、必要な事項を審議し、答申する。

(2) 計画の見直し及び変更に関すること。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 社会福祉関係者

(2) 地域団体関係者

(3) 学識経験を有する者

(4) 町職員

(5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定に関わらず、委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該身分を離れた場合は、委員の職を解かれたものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(平27条例2・一部改正)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

3 嘉手納町地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会名簿

委員定数15名以内

年代及び役職は、委嘱又は任命年月日基準

	氏名	選出区分	性別	現職 現公職	委嘱年月日	備考
1	トクチ ヒコナオ 渡 口 彦 直	社会福祉 関係者	男	社会福祉法人 比謝川の里 理事長	平成30年5月28日	会長
2	ヒシヌマ ミキオ 菱 沼 幹 男	学識経験 を有する者	男	日本社会事業大学 社会福祉学部 准教授	平成30年5月28日	副会長
3	ヤキキョウコ 屋 宜 京 子	社会福祉 関係者	女	社会福祉協議会 副会長	平成30年5月28日	
4	ツハコ ミツオ 津 波 古 光 男	社会福祉 関係者	男	民生委員児童委員 協議会 会 長	平成30年5月28日	
5	トケシケン 渡 慶 次 憲	社会福祉 関係者	男	(有)ケアセンターきらめき 代表取締役	平成30年5月28日	
6	カテカワチエコ 嘉手川 千恵子	社会福祉 関係者	女	(株)パッション 代表取締役	平成30年5月28日	
7	チナイサム 知 名 勇	地域団体 関係者	男	中央区 自治会長	平成30年5月28日	
8	アサト マサフサ 安 里 昌 房	地域団体 関係者	男	北区 自治会長	平成30年5月28日	
9	ヤスモリ セイリョウ 安 森 盛 良	地域団体 関係者	男	老人クラブ連合会 評議員	平成30年5月28日	
10	ナカムラ タツヤ 仲 村 龍 也	地域団体 関係者	男	連合青年会	平成30年5月28日	
11	ナカムラ クニエ 仲 村 邦 江	社会福祉 関係者	女	町社協推薦 一般町民	平成30年5月28日	
12	ヒカユミコ 比 嘉 裕 美 子	町長が必要と 認める者	女	町社協推薦 一般町民	平成30年5月28日	
13	ナカムラ トウコ 中 村 任 子	町長が必要と 認める者	女	町社協推薦 町内事業所	平成30年5月28日	
14	キンシヨウ サトル 金 城 悟	町職員	男	嘉手納町役場 総務課長	平成30年5月28日	
15	ウエハラ マナフ 上 原 学	町職員	男	嘉手納町役場 子ども家庭課長	平成30年5月28日	

2次嘉手納町地域福祉推進計画

令和2年3月

嘉手納町役場 福祉課

〒904-0293 沖縄県嘉手納町字嘉手納 588 番地

TEL : 098-956-1111 FAX : 098-956-8094

嘉手納町社会福祉協議会

〒904-0204 沖縄県嘉手納町字水釜 447 番地 1

TEL : 098-956-1177 FAX : 098-957-2530